

令和 6 年 度

大阪市立自然史博物館外壁補修工事

設 計 書

工事期限	令和7年3月31日
------	-----------

地方独立行政法人大阪市博物館機構

建設リサイクル法	
<input type="radio"/> 適用	<input checked="" type="radio"/> 適用外

## 概 要

工 事 場 所	大阪市東住吉区长居公園 1-23 大阪市立自然史博物館 (電話) 06-6697-6221
工 事 概 要	本工事は建築基準法第 1 2 条点検結果による外壁仕上材の落下を防止する為の工事である。
付 記	<ul style="list-style-type: none"><li>・本工事は、本設計書及び設計図面に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書最新版」、「公共建築改修工事標準仕様書最新版」、及び「公共建築設備工事標準図最新版」に基づいて施工しなければならない。</li><li>・本契約において、工事を下請負に付する場合には、下請け人が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく競争入札参加停止期間中でないこと。</li></ul>
前 払 金	<ul style="list-style-type: none"><li>・前払いが必要な場合は、保証事業会社と前払金保証契約を締結すること。前払金は契約金額の 1 0 分の 3 以内の範囲とする。</li></ul>

## 仕 様 書

### 1. 工事内容

本工事は、大阪市立自然史博物館（以下、「当館」という。）の外壁補修を行うため、以下の工事を行うものである。

- ・石貼外壁部分を再度打診し、外壁材の浮き（接着不良）が確認された部分についてピン止め補修を行う。
- ・詳細内容については特記仕様書参照。

### 2. 作業日時等

- (1) 工期は、原則として契約日から令和7年3月31日とする。
- (2) 作業時間は、原則として午前9時～午後5時30分（当館退出時間）までとする。やむを得ず、時間外に工事を行う場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 工事実施時期については監督職員と協議の上実施することとし、その都度、館内工事届を提出すること。

### 3. 特記事項

- (1) 工事を行う際は作業靴に履き替えるなど、汚れを廊下等に持ち込まないように配慮すること。
- (2) 外部との出入口の扉・シャッターの開閉は、害虫等の侵入を防ぐため迅速に行うこと。

### 4. 一般事項

#### (1) 提出書類等

次の事項について、あらかじめ監督職員と打合せ、必要書類を提出すること。

- |                                 |                          |    |
|---------------------------------|--------------------------|----|
| ① 工事着手届                         | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1部 |
| ② 工事工程表                         | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1部 |
| ③ 製作図、施工図                       | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1部 |
| ④ 現場代理人・主任（監理）技術者届              | ・・・・・・・・・・・・・・・・         | 1部 |
| ⑤ 使用機器材承認願                      | ・・・・・・・・・・・・・・・・         | 1部 |
| ⑥ 作業責任体制、緊急連絡系統、事故発生時の状況と対応の報告書 | ・・・・・・・・                 | 1部 |
| ⑦ 内訳明細書                         | ・・・・・・・・・・・・・・・・         | 1部 |
| ⑧ その他、法的に定められた提出書類              | ・・・・・・・・                 | 1部 |

#### (2) 現場工事

##### ① 工事従事者

現場代理人は、常に現場の責任体制を明確にさせておくとともに、工事中は現場代理人または主任技術者が現場に立ち会うものとする。また、工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、名札、腕章等身分の分かるものを着用すること。

② 工程打合せ

工事を実施する場合は、事前に定期的に工程打合せを行うこと。打合せ議事録は要約して、速やかに提出すること。また、工事の進捗状況を、書面で報告すること。

③ 法令等の遵守

建設リサイクル法、大気汚染防止法、労働安全衛生法など関係法令を遵守して施工すること。

④ 官公庁その他手続き

請負者は、施工に関して、法令等による官公庁その他手続きを行うこと。

なお、必要な事項は、監督職員と打合せの上処理し、結果を速やかに報告すること。

⑤ 損傷補償等

工事はすべて請負者の責任施工とし損傷補償は次による。

a. 工事施工にあたり、既存建物に損傷を与えたり、当館敷地外の土地を踏み荒らしたり道路に損傷を与えるなど第三者に与えた損傷に対する保証は請負者の負担とする。

b. 機器材料の運搬、その他施工にあたり、既存建物および設備等に損傷を与えないよう注意し、万一破損した場合は監督職員の指示に従い、無償で速やかに原形に修復する。

c. 工事において、既存建物のはつり、孔あけなどを行う場合は、事前に打ち合わせを行い、防災上、構造上問題なく施工するとともに、監督職員の業務に支障のないよう実施して、体裁よく修復する。

⑥ 撤去材の処理

本工事で発生した撤去材は、請負者の責任で場外搬出処分する。

⑦ 工事用電力・水その他

a. 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は当館の既設電力・水道の使用を認めるものとする。但し、その受給に必要な設備は請負者負担とする。

b. 工事用の仮設電源を使用する場合、工事責任者は使用する電動工具等の機器類の安全性を確認した後、漏電遮断器付コードリール等の中継して使用する。

(3) 工事終了後の処理

請負者は、工事終了後、次の処理を行う。

① 請負者により行った官公庁、その他の手続きの処理を速やかに完了し、監督職員に報告する。

② 工事用設備・器具などは、工事終了時と同時に速やかに現場から搬出して、その現場をもとの状態に復旧し、十分な清掃を行うこと。

(4) 工事完成図書

工事竣工検査完了後、必要書類を提出する。

- ① 完成図書（竣工図、施工図など） . . . . . 2部
- ② 完成図 CAD データ（JW-CAD 及び DXF 形式、ウイルスチェックの上）  
. . . . . CD 2枚
- ③ 納入機器仕様書 . . . . . 2部
- ④ 機器製作図・カタログ・取扱説明書 . . . . . 2部
- ⑤ 試験成績書 . . . . . 2部
- ⑥ 工事写真（施工前、施工中、施工後） . . . . . 2部
- ⑦ 官公庁届出書類など、保存を必要とするもの . . . . . 2部
- ⑧ 工事完成届 . . . . . 2部
- ⑨ 上記書類の PDF データ（ウイルスチェックの上） . . . . . CD 2枚
- ⑩ 完成内訳明細書 . . . . . 1部

(5) 注意事項

- ① 作業方法等
  - a. 工事の実施にあたっては、監督職員に事前に調整を行うこと。
  - b. 工事車両の進入及び工事に際し当館利用者等の安全について十分に注意すること。なお、工事車両駐車場及び資材置き場等については、事前に監督職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
  - c. 入館にあたっては、当館の規則に従い、必要書類を事前に監督職員に提出する。また、作業日毎に作業の内容を伝え、作業終了時には報告を行うこと。
  - d. 作業の進め方については、当館の中央監視室との調整が必要な場合があるため、監督職員に事前に確認し、関係各所への周知と了解のもと実施する。
  - e. 電源切替等により停電を伴う作業等が必要な場合は、当館の運営に影響が出ないように十分検討したうえで、事前に監督職員に説明し了解のもと実施する。
  - f. 主要な建具・機器・配線等は、メンテナンスを考慮した作業スペースの確保や、配線では要所に線名札を設置する。  
また、配管・配線、その他の工事において、防火区画貫通部の施工がある場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合するよう施工すること。
  - g. 施工時は、既存施設、設置物等に作業範囲毎に適切な養生を行い、汚れや損傷がないよう注意する。
  - h. 施工終了時は、跡施工状態を確認するとともに、工事現場の後片付け、清掃を行う。
  - i. 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。

## ② 安全対策等

- a. 作業にあたり、当該建物、設備はもとより、第三者に危害、損害または妨害を与えないよう十分留意すること。
- b. 作業期間中は、毎日作業前に危険予知や危機管理に関する確認作業、作業内容や手順の確認、作業員の健康状態の確認、服装点検、危険箇所等の確認を行い、安全の確保に努めること。労働安全衛生法など関係法令に基づき、以下のような必要な措置をとること。
  - ・ 安全教育、安全巡視等
  - ・ 現場KY活動
  - ・ 安全帯（高所作業時）など安全用具の装備
  - ・ 工事中であること及び工事場所への立ち入り禁止など、注意事項を明示する。
  - ・ 地震時の機材転倒防止や電源工事の感電防止など、災害・電気事故防止対策等を確実に行うこと。
- c. 作業に使用する工具、仮設材は、事前に点検し安全を確かめて使用すること。また、常に点検整備に務め、目的に合った使用を行うこと。
- d. 工事期間中に搬入した資材等は、安全な場所に整理した状態で仮置きすること。なお、搬入・搬出方法、保管場所については、監督職員と協議して決定する。
- e. 作業者は、定められた区域以外には無断で立ち入りせず、工事に関して立ち入る必要がある場合は監督職員に連絡し、その指示のもとで行動すること。また、工事エリアは、部外者（一般職員、来館者等）が不用意に近づけないよう防護措置を施すこと。
- f. 当館内及び敷地内は、禁煙とする。
- g. 所定時間外に作業を行う場合は、監督職員に事前に連絡し、許可を受けたうえで行うこと。
- h. 作業責任者がやむを得ず現場を離れる場合は、その理由を監督職員に連絡して了承を得るとともに、作業責任者が指名した者が代行すること。
- i. 危険物（塗料など）は、事前に監督職員と打合せを行い、当館内には当日作業に必要な最低限の量を持ち込み作業終了後は当館外へ搬出するなど、当館内の安全確保を徹底して、法的に定められた使用及び管理を行うこと。
- j. 作業等に際しては、原則として火気は使用しない。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検、施錠確認を徹底すること。
- k. 作業者は、作業に適した服装、作業靴を着用して作業すること。
- l. 工事に関して、部外者（一般職員、来館者）など第三者から問い合わせや苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応するとともに監督職員に報告すること。

(6) 記載のない事項

仕様書、設計図面等に記載のない事項については、監督職員に確認するとともに、その指示を受け承認を得たうえで実施すること。

(7) 軽微な変更

工事実施にあたって、軽微な事項については、工事達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、監督職員の指示又は確認を得た後に行うことができるものとする。この場合契約金額の変更はしない。

(8) 他工事業者との協力

他業者の請負工事と本請負工事の工事期間が重複する場合には、それぞれの工事の妨げとならないように相互に工事上の配慮・協力を行うこと。

(9) その他

業務内容に疑義が生じた時や不明な点があれば、監督職員と調整すること。

5. 担当・提出先

大阪府中央区大手前 3-1-43 ホテルプリムローズ大阪 3 階

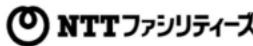
地方独立行政法人 大阪市博物館機構


事務局（施設管理課）

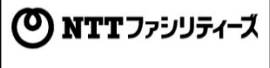
TEL：06-6940-4301

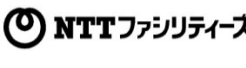




<p><b>I. 工事概要</b></p> <p>1. 工事場所 (地名地番) (住居表示) 大阪市東住吉区長居公園 1-23</p> <p>2. 敷地面積 6,743.68 m<sup>2</sup></p> <p>3. 工事種目 ○新築 ○増築 ○改築 ●その他( 外壁改修 )</p> <p><b>II 建築工事仕様</b></p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「標仕」という。)による。</p> <p>(2) その他の適用図書類は下記による。「最新版」とは図面発行時点に刊行されている最新版とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書(最新版)(以下、「共仕」という。)</li> <li>● 日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説(JASS)</li> <li>● 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 最新版)</li> <li>● 工事写真撮影ガイドブック(一般社団法人_公共建築協会 最新版)</li> <li>○ 敷地調査共通仕様書(建設大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>○ 鉄筋コンクリート構造配筋要領(建設大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>○ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(日本建築学会 最新版)</li> <li>○ 建築鉄骨設計基準及び同解説(建設大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>○ 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)</li> <li>● 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>○ 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>● 建築改修工事監理指針(上・下巻)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>● 営繕工事電子納品要領(案)(国土交通省大臣官房官庁営繕部 最新版)</li> <li>○ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術参事官通達 昭和62.3改正)</li> <li>● 手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 最新版)</li> </ul> <p>参考図書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築工事監理指針(上・下巻)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版)</li> <li>○ 総合図作成ガイドライン 日本建築士会連合会 最新版</li> <li>○ 建築工事標準仕様書追補版(安全・品質管理編)</li> <li>○ 建築工事標準仕様書追補版(通信事故防止管理編)</li> </ul> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 特記仕様は標準仕様書を基に特に記すこと、追加、追記、置換する内容を示すものである。</p> <p>(2) 項目は、番号に ●印の付いたものを適用する。○印の付いたものは適用しない。</p> <p>(3) 項目欄、特記仕様欄に●印、※印のある場合の適用は下記による。</p> <p>(a) 項目欄に●印の付いたものは本特記仕様書を適用する。</p> <p>(b) 特記仕様欄に●印の付いたものを適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。</li> <li>●印と※印がともについた場合は、●印を適用する。(4) 特記事項に記載の項目番号(章、節、項番)は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</li> </ul> <p>(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。</p> <p>また( )内は製品名を示す。</p> <p>(6) ㊦は「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」の特定調達品目を示す。</p> <p>(7) 標仕にない項目番号・特記事項は、本工事において追加した項目番号であり、【追加】と表記する。</p> <p>(8) 標仕に特記事項が記載されていても、付け加える文章がある場合には、【追記】と表記する。</p> <p>(9 ) 標仕に特記事項が記載されていても、文章をすべて、または一部を置き換える場合には、【置換】と表記する。</p>	<p>章 項目</p> <p>1 章 【置換】</p> <p>● 1.1.2</p> <p>一 用語の定義</p> <p>般</p> <p>共</p> <p>通</p> <p>事</p> <p>項</p> <p>● 1.1.3</p> <p>官公署その他への届出手続等</p> <p>○ 1.1.4</p> <p>工事実績情報サービス(CORINS)への登録</p> <p>○ 1.1.7</p> <p>関連工事等の調整</p>	<p>特記事項</p> <p><b>1 節 一般事項</b></p> <p>(ケ)「監理者に提出」とは、受注者等が監理者に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印のうえ説明し、差し出すことをいう。(1.1.2.(ケ) 一部【追加】)</p> <p>(ホ)「材料」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称していう。</p> <p>(ノ)「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適否を判断することをいう。</p> <p>(ハ)「発注者」とは、受注者と工事請負契約を締結した者をいう。</p> <p>(ヒ) 標準仕様書及び特記仕様書に記載の「監督職員」は「監理者」と読み替える。</p> <p>(フ) 監理者とは、工事請負契約約款に規定される監理者の業務を委任されたものをいう。</p> <p>(ヘ)「同等品」とは、設計図書に記載された「要求性能・品質」を持つことを証明されたものをいう。</p> <p>(ホ)「参考図」とは、設計図書に添付した図において品質や特性、形状、工法などを参考として一例を記載したものである。したがってすべての要求性能を表しているものではなく、また、その材料や形状、工法、システム等についても特定の製造者、専門工事業者を示すものではない。</p> <p>(マ) 標準仕様書の「承諾」は「確認」と読み替える</p> <p>(ミ)「総合図」とは意匠、構造、設備の設計情報を一元化した図面をいう。</p> <p>(ム)「設計者」とは本設計図を作成した者をいう。</p> <p>【追記】</p> <p>(4) 工事にあたり、必要な官公署その他への手続き(協議・届出・申請、竣工までの各種手続き・協議関係)及び資料の作成は全て受注者にて遅延なく行い、これに要する一切の費用は受注者負担とする。(発注者の都合による設計変更に起因する関係官庁への構造評定・確認申請に関する届出は除くが、施工上の都合により必要な同手続きはこれに含む)なお、協議による想定外の仮設計画、工法が必要になった場合はすべて本工事に含まれるものとし、費用は受注者の負担とする。</p> <p>(5) 工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請または届出の種別・手続き・時期などをあらかじめ調査したうえで、一覧表を作成して監理者に提出する。</p> <p>(6) 建築確認申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等は( )が行う。</p> <p>その他、( )の手続きは( )が行い、その費用負担は( )が行う。</p> <p>(7) 工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別・手続・時期・実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して発注者及び監理者に提出する。法定検査には、次を含む。</p> <p>性能検証法適応の有無 ○有 ※無</p> <p>○階避難安全検証法(○ルートB—○ルートC) 適用する階は以下による</p> <p>○全館避難安全検証(○ルートB—※ルートC)</p> <p>○耐火性能検証法(○ルートB—○ルートC)</p> <p>○防火区画検証法(○ルートB—※ルートC)</p> <p>※適用する ○適用しない</p> <p>【追記】</p> <p>(2) 本工事の「関連工事」は下記する。( )</p> <p>(3) 本工事の「関連別途工事」は下記とする( )</p> <p>(4) 別に定めのない限り、関連別途工事の受注者に対し、次のものについて調整・貸与し、円滑な統括管理を図る。これらに関する費用の負担は、工事費に含むものとする。</p> <p>(ア) 関連別途工事を行う場所への出入り及び安全管理等にかかわる費用</p> <p>(イ) 足場・運搬設備・揚重設備・工用電力・工用給排水の利用</p>	<p>● 1.1.8</p> <p>疑義に対する協議等</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.14</p> <p>地中障害物</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.15</p> <p>土壌汚染対策工事</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.1.16</p> <p>工事範囲及び工事費に含まれる費用</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.1.17</p> <p>監理者の確認・検査・試験の在り方</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.1.18</p>	<p>(ウ)貫通孔などの設置、ボルト、インサートなどの取り付け</p> <p>(エ) 関連別途工用の機器、材料の取り込みに必要な搬入口・通路などの設置・確保</p> <p>(オ) 施工図・施工計画書などの作成に際し、関連別途工事との取り合い・納まりなどについて総合図を作成し、十分調整する。</p> <p>(カ) 工期内に実施する必要がある関連別途工事は、相互間の工事調整に協力する。</p> <p>(キ) 関連別途工事の扱いは以下による。</p> <p>○ 関連別途工事の業者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようにすること。工事期間中に予定する関連別途工事は以下の通りとする。</p> <p>○ 情報、通信工事(建物引き込み部)</p> <p>○ 什器、備品設置工事</p> <p>○ テナント工事</p> <p>(5) 関連工事と関係のある工程調整については、総合工程表を作成し、十分調整する。</p> <p>【追加】</p> <p>(4) 設計図書における疑義は、工事請負契約締結前に質問回答書をもって確認済みとする。請負契約締結後に疑義が発見された場合、原則として請負代金の増額及び工期変更は行わない。</p> <p>(5) 設計図書に代表箇所のみが表示され、その他の部分が省略されている場合は、代表的箇所に準じて施工する。</p> <p>(6) 図面に表示されていない事項でも、技術上、施工上、もしくは保安上欠くことのできない物は、監理者と協議の上、請負者の責任において施工する。</p> <p>(1) 図面及び参考資料に記載のない地中障害物の撤去工事が発生した場合は下記による。</p> <p>※別途精算とする ○本工事に含む</p> <p>(2) 前(1)項の地中障害物の種類、数量等を記録し、工期に影響する場合は、監理者・発注者と協議を行う。</p> <p>(1) 土壌汚染状況調査</p> <p>○ 本工事に含む</p> <p>(2) 汚染土壌場外処分費</p> <p>※調査結果の上協議とする ○本工事に含む</p> <p>(1) 本工事及び工事別の施工範囲は、設計図書・見積要綱書及び添付資料による。ただし、上記に設計図書等に記載がなくとも工事を完成するために品質・性能・法令・安全・施工上当然必要な軽微な工事及び材料、工場製品は本工事に含む。</p> <p>(2) 本工事に必要な下記工事及び費用は本工事に含まれる。</p> <p>(ア) 施工、材料及び製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用。</p> <p>(イ) 工事施工に必要な敷地周辺の障害となるもの移設と復旧。</p> <p>(ウ) 工用機器、材料などの取り入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれらに伴う補強、及び後片付け。</p> <p>(3) 電力、ガス、上下水道などの引き込み負担金。特に工事期間中の下水道使用料金の算出・負担金。工事区分表参照。</p> <p>(4) 検査に関する諸費用</p> <p>(5) 本工事建物内外の関連別途工事との調整、協議、協力</p> <p>(6) 近接施工協議</p> <p>(7) 工事に起因する道路復旧工事</p> <p>(8) その他発注者の指示による</p> <p>(1) 機器・材料・施工・工事が設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の確認、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない。</p> <p>(2) 施工に用いられ又は当該建物に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質上・性能上の不具合がある場合、その責は受注者にあり、当該部位についての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の確認、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は受注者の責任を軽減するものではない。</p> <p>(1) 監理者に提出する全ての書類のうち監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定コンピュータソフトにより作成し、HDD等の電子媒体により提出する。</p>	<p>書類の電子情報化</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.19</p> <p>建物経年調査</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.20</p> <p>営業協力</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> <th>数量</th> </tr> <tr> <td>写真撮影</td> <td>○内観 ○外観</td> <td>カット</td> </tr> <tr> <td>パンフレット制作</td> <td>○A3 ○</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>看板・横断幕制作</td> <td>長さ m x 高さ m</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 受注者は、発注者の広報活動、見学者対応等に協力する。</p> <p>受注者は、発注者の建物登記申請、事業所税申告等に関し、図面作成等協力する。</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.21</p> <p>登記・事務所、税対応への協力</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.22</p> <p>補助金申請業務への協力</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.1.23</p> <p>無償保守期間</p> <p>○ 1.1.24</p> <p>品質計画</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.1.25</p> <p>現地調査</p>	項目	仕様	数量	写真撮影	○内観 ○外観	カット	パンフレット制作	○A3 ○	部	看板・横断幕制作	長さ m x 高さ m	枚	その他			<p>(2) 監理者がクラウドサーバー等による工事期間中における工事データの共有を指示した場合は、監理者と協議の上その利用を行う。</p> <p>(3) 監理者及び設計者が紙面で指示した証拠も全てデータ化し保存する。</p> <p>(1) 当該建物を発注者へ引渡しの際、工事請負契約に定める契約不適合部位及び損耗に関する調査を行う。(工事請負契約条件を確認)</p> <p>なお、調査の時期は下記による。(工事請負契約条件を確認)</p> <p>○ 1年 ○ 2年 ○ 5年 ○ 10年 ○ その他( )</p> <p>(2) 前(1)号調査の具体的な実施要領は受注者が立案し、1 か月前までに監理者と協議する。</p> <p>(3) 調査終了後速やかに調査の結果を記録し、監理者及び発注者に提出する。</p> <p>(4) 前項の調査の結果、当該建物に契約不適合部が認められた場合は、受注者等は監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。</p> <p>(1) 受注者は、本工事期間中、営業パンフレット撮影、写真撮影、看板及び横断幕掲示、プレス対応、顧客対応(資料作成、説明、現場案内等)、発注者の事業に協力する。</p> <p>当該建物に関し、発注者が下記の補助金申請を行う場合、受注者は図面作成、見積内訳書作成、現地監査対応等に関し、発注者に協力する。</p> <p>○ _____</p> <p>○ _____</p> <p>建物引渡し後1年間かつ指定する回数を無償保守期間とする製品・設備は下記とする。また受注者は建物引き渡し※3か月前、○ _____に、下記設備の無償保守を行う業者、保守内容等の詳細を示した「設備メンテナンス計画書」を発注者に提出し確認を得る。</p> <p>建物引渡し後の保守業務の実施にあたっては、建物管理者と協議し、その指示に従うものとする。</p> <p>○昇降機設備(フルメンテナンス)</p> <p>○機械駐車設備(フルメンテナンス)</p> <p>○ゴンドラ設備(フルメンテナンス)</p> <p>○自動ドア/回転ドア(フルメンテナンス)</p> <p>○電動シャッター(引渡し後、6回以上点検)</p> <p>○その他( )</p> <p>○ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は構造概要書による。</p> <p>○ 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。</p> <p>・風速 V0=_____m/s</p> <p>・地表面粗度区分 ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ</p> <p>・積雪区分 建告第1455号 別表( )</p> <p>(1) 着工に先立ち、下記(ア)～(オ)の事項及び監理者の指示する事項について、現地調査を行い、その結果を図面及び書面・写真にまとめ速やかに監理者に報告する。それらの調査結果は仮設計画に十分に反映させる。</p> <p>(2) 現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある項目について行い、その現況を十分に把握し、必要に応じて調査書を作成する。</p> <p>(ア) 敷地周辺の環境、周辺の建物(水路、公園、支持杭の有無、常水位等)、周辺道路との境界の確認、交通状況、道路規制・一方通行・車両規制の有無、道路幅や作業時間規制など。</p> <p>(イ) 近隣建物の損傷程度や構築物の構造、形状、特に基礎、地下構築物などの詳</p>
項目	仕様	数量																			
写真撮影	○内観 ○外観	カット																			
パンフレット制作	○A3 ○	部																			
看板・横断幕制作	長さ m x 高さ m	枚																			
その他																					
	<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録(ト)第14884号</p>	<p>一級建築士登録 第 322651 号 萩原多聞</p> <p>一級建築士登録 第 379205 号 岡本達也</p> <p>一級建築士登録 第 356842 号 里見和則</p>	<p>担当</p>	<p>特記</p> <p>管理番号</p> <p>3HM-12-OWT-1</p>	<p>工事名</p> <p>大阪市立自然史博物館外壁補修工事</p>	<table border="1"> <tr> <td>図面名</td> <td colspan="2">特記仕様書 1</td> <td>図面番号</td> <td>C-1</td> <td>区分</td> <td>建築</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td colspan="2"></td> <td>年月(西暦表示)</td> <td colspan="3">2024年3月</td> </tr> </table>	図面名	特記仕様書 1		図面番号	C-1	区分	建築	縮尺			年月(西暦表示)	2024年3月			
図面名	特記仕様書 1		図面番号	C-1	区分	建築															
縮尺			年月(西暦表示)	2024年3月																	
<p>株式会社NTTファシリティーズ一級建築士事務所 西日本事業本部 特記仕様書 2023.09</p>																					

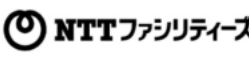
<p>【追加】 ○1.1.27 昇降機の確認申請</p> <p>【追加】 ○1.1.30 部分使用、部分引渡、仮使用</p> <p>●1.2.1 実施工程表</p> <p>●1.2.2 施工計画書</p> <p>●1.2.3 施工図等</p>	<p>細な状況及び電波障害の有無など</p> <p>(ウ)敷地周辺及び周辺道路に埋設されている通信ケーブル、上下水道、ガス管、電気ケーブル、マンホールなどの仕様、位置、レベル、共同溝、とう道、電柱、架空ケーブル、高速道路、鉄道、地下鉄等、重要度の高い項目。</p> <p>(エ) その他発注者の指示による。</p> <p>(オ) 必要により所轄官公署と事前調査・協議する</p> <p>昇降機に関する確認申請は、昇降機受注者が決定した段階で、同受注者が発注者の代理人及び昇降機設計者として申請を行う。また、検査及び申請に伴う申請料も同受注者の負担とする。</p> <p>なお、昇降機の扉、内装、ホールランタンなど、当該建物設計者がデザインした意匠についての意匠権等の登録する権利は当該建物設計者が保有する。</p> <p>請負金額の範囲内で施工するものとする。</p> <p>部分的な変更、又は一部の追加工事等により請負金額の変更を行う場合は、その都度施工に着手する前に請負代金額を明示した請負代金増減内訳書(増減内訳書)を提出し、監理者の承諾を受ける。なお増減内訳書における工事単価は、見積要綱書に別の定めのある場合を除き、工事請負契約時の単価とする。</p> <p>なお、本工事において部分使用工が発生した場合、係員の指示により仮使用手続きに伴い必要となる書類・図面の作成を行い、法令にもとじて必要となる官公庁への協議・届出について建築主に協力する。なお、仮使用申請料の負担は建築主が行う。</p> <p>2 節 工事関係図書</p> <p>【追記】</p> <p>(1) 工事の着手に先立ち、または着手後速やかに実施工程表の作成を行い、監理者に提出する。(1.2.1(1) 一部〔置換〕)</p> <p>監理者は実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。</p> <p>実施工程表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。</p> <p>(ア) 主要な施工図・施工計画書・製作要領書などの作成・提出・確認の日程</p> <p>(イ) 建築主事・所轄消防署による中間検査など関係法令に基づき官公署の諸検査の日程</p> <p>(ウ) 部分使用・部分引渡しの日程及び関係する検査の日程</p> <p>(エ) 官公署への届出等手続きの日程</p> <p>(オ) 完成時の諸検査の日程</p> <p>(カ) 関連別途工事の主要な日程</p> <p>(キ) その他、工事の進行に関する重要事項 (受渡し、上棟、受電、総合試運転、クレーン解体、主要な材料の見本決定、地下・地上躯体完了、外部足場解体など)</p> <p>(2) 実施工程表に変更の必要が生じた場合は、関連別途工事の工程と調整のうえ、速やかに修正実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は、修正実施工程表に重大な問題があると認められる場合は、直ちに発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。</p> <p>(3) 必要により全体・月間・週間実施工程表を作成し、適宜実情に合わせてフォロー修正する(建築他関連業者と調整の上作成)</p> <p>【追記】</p> <p>(6) 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者への対応などについて、本工事の固有の条件に適用した最適な方針を定めたものとし作成する。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。</p> <p>(7) 工種別施工計画書うち品質管理に係る部分については、設計図書のとおりとし、監理者の確認を受ける。</p> <p>【追記】</p> <p>(4) 施工図などの作成に先立ち総合図を作成し、監理者に提出する。基本的納まり、特殊な納まり、関連別途工事などの調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受けた上で、総合図の作成を行う。総合図には必要に応じ展開図も含む。</p> <p>(5) 施工図・工作図・製作図などの作成に際しては総合図に基づく。</p>	<p>(6) 監理者の指示する原寸図などは、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の確認を受ける。</p> <p>(7) 模型・モックアップ・モデルルームなどの作製、見本施工は次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の確認を受ける。</p> <p>(ア) 模型の作製 ○ する ○ しない ( )</p> <p>(イ) 見本施工 ○ する ○ しない ( )</p> <p>見本施工とは、当該建物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえなどを確認するために、確認された施工図・施工計画書のとおり施工することをいう。</p> <p>場所・仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。</p> <p>(ウ) モックアップの作製 ○ する ○ しない ( )</p> <p>モックアップとは、当該建物のある部分の設計内容を確定するための実物大模型または縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、発注者及び監理者との協議による。また、設置場所は工事敷地内とし、詳細についても発注者及び監理者との協議による。モックアップは一定期間設置した状態を保持するスケジュールとすること。</p> <p>(エ) モデルルームの作製 ○ する ○ しない ( )</p> <p>(オ) 先行施工 ○ する ○ しない ( )</p> <p>先行施工とは、当該建物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえなどを確認するために、他の同様部分の着手に先立って、確認された施工図・施工計画書のとおり施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。</p> <p>(8) 施工図の作成は現場にて行い、専任担当者を充てること。</p> <p>(9) 受注者は、施工図作成するにあたり覚書の締結又は誓約書を交わすことにより設計CADデータを貸与することができる。貸与条件については設計者との協議による。</p> <p>【追記】</p> <p>(6) 報告に用いる書式等は、監理者と協議の上定める。</p> <p>(7) 検査、試験又は設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出する。</p> <p>(8) 施工・試験などへの監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出し、監理者の確認を受け、最終資料については押印またはサインを受ける。確認などの結果手直しが有る場合は速やかに手直しを実施しその結果を監理者へ報告する。監理者が手直し報告を確認後次工程に進めることができる。</p> <p>(9) 書類などの審査による監理者の検査を受けた場合は、その終了後速やかに該当書類に監理者の確認を受け、最終資料については押印またはサインを受ける。</p> <p>(10) 施工図調整専任係員 ※設けない ●設ける( 名)</p> <p>(11) 上記の専任係員は監理者の指示により施工図調整を専任で行う。施工図に関して経験豊富であり監理者が承諾した者とする。</p> <p>(12) 外装計画においても総合図同様、施工図作成に先立ち、部材単体の製作・施工図とは別に全ての関連情報を盛り込んだ建物外観立面図(四面・縮尺 1/100 程度以上)作成の上、整合を図り監理者の確認を受けること。</p> <p>3 節 工事現場管理</p> <p>【追記】</p> <p>(3) 監理者が掲示した監理方針に基づき受注者は工事運営及び施工管理に沿って実施する。</p> <p>(4) 本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、発注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。</p> <p>【追記】</p> <p>(3) 工事の着手に先立ち建設業法に基づく現場代理人及び同法に基づき有資格者である監理技術者又は主任技術者を選任し監理者、発注者へ文書提出の上、承認を受ける。</p> <p>【追記】</p> <p>(4) 工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。</p> <p>※ 要 ○不要</p> <p>(2) (1)以外の施工条件は下記による。</p> <p>● 1.3.1 施工管理</p> <p>● 1.3.2 施工監理技術者</p> <p>○1.3.3 電気保安技術者</p> <p>● 1.3.5</p>	<p>施工条件</p> <p>● 1.3.7 施工中の安全確保</p>	<p>(ア) 作業時間などは次による。</p> <p>(a) 設計図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定(以下、「近隣協定」という。)、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。</p> <p>(b) 休日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ関係者と協議する。</p> <p>(イ) 次に掲げる事項は現場経費に含むものとする。</p> <p>(a) 式典費用</p> <p>○清祓い式 来客 人程度 式場 祭壇 供物 直会 神官への謝礼</p> <p>○地鎮祭 来客 人程度 式場 祭壇 供物 直会 神官への謝礼</p> <p>○定礎式 来客 人程度 式場 祭壇 供物 直会 神官への謝礼</p> <p>○上棟式 来客 人程度 式場 祭壇 供物 直会 神官への謝礼</p> <p>○竣工式 来客 人程度 式場 祭壇 供物 直会 神官への謝礼</p> <p>(b) 負担金</p> <p>本設引込み後、完成引渡しまでの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。各々の基本料金及び使用料金を共通仮設費の内訳に明示すること。</p> <p>本設の電力引込工事及び負担金、水道・ガス・排水本工事及び負担金は、本工事に含む。</p> <p>(c) 電気主任技術者</p> <p>工事期間中の電気主任技術者選任料(名義料の一切の費用)は、本工事に含む。</p> <p>(d) 工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め</p> <p>進入路は、工事着手前に道路管理者の立会いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の確認を得ること。</p> <p>(e) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保</p> <p>(f) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所</p> <p>(g) 必要箇所への仮設カーブミラー・電灯・養生通路の設置</p> <p>(h) 工事中の第三者の損害防止</p> <p>付近の構築物、道路、地下埋設物等に損害を与えないよう万全の処置を行う。</p> <p>騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に従って養生及び防止対策を行う。</p> <p>第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛議を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。</p> <p>(i) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧</p> <p>(ウ) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って自己の費用で対処する。</p> <p>(a) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査、撮影日時の証明(撮影専門第三者業者有り)</p> <p>(b) 騒音、振動、防塵対策</p> <p>(c) 休日・祝日の作業の通知</p> <p>(d) 平日における夜間作業の通知</p> <p>(e) 近隣住民への説明会の開催(工事着手時を含む)並びに工程表の配布及び着工前近隣住民との間でかわす工事協定締結業務</p> <p>(f) 工事に起因する電波障害対策の速やかな実施</p> <p>(エ) 下記の作業は休館日とする。</p> <p>打診による外壁調査、出入口及びキャノピー付近の外壁補修工事</p> <p>上記以外の作業は、休館日以外でも可能とする。</p> <p>夜間作業は監理者と協議する。</p> <p>開園時間(3月-10月)9:30-17:00</p> <p>開園時間(11月-2月)9:30-17:00</p> <p>【追記】</p> <p>部分使用 行なう ※行なわない</p> <p>工事の完成前に部分使用する部屋等は下記によるものとし、指定された期日までに使用上支障がないように完成させる。なお、部分使用に伴う検査などの手続きについては、1.6.3による。</p> <p>部分使用する部屋等: _____</p> <p>【追記】</p> <p>(7) 受注者は、危害防止対策、工専用車輛による交通障害対策、鎮静策など工事の進行によって発生が予想される障害に対しては、事前に万全の工事計画を立てて実</p>	<p>● 1.3.11 発生材の処理等</p> <p>(2) 発生材の処理等</p> <p>(ア) 発生材のうち、発注者に引き渡すものは下記による。</p> <p>○有( ) ●無</p> <p>(イ) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は下記による。</p> <p>○有( ) ●無</p> <p>(ウ) 再利用及び再資源化を図るものは下記による。</p> <p>○有( ) ●無</p> <p>(エ) 既存仕上げ部のアスベスト使用材</p> <p>○有( ) ●無</p> <p>(オ) 廃棄物のリサイクル目標率は下記による。</p> <p>○ _____ %</p> <p>【追記】</p> <p>(3) その他現場説明書による</p> <p>※関係法令等に基づき適切に処理する。</p> <p>【追記】</p> <p>(2) 汚損を受けた部分については、速やかに原型に復原する。</p> <p>【追記】</p> <p>(2) 工事の完成に際しては、工事検査までに次の汚損の復旧などを行う。</p> <p>(ア) 工事に伴い汚損が生じた既存の施設・工作物・樹木などは現状どおりに復旧する。</p> <p>(イ) 当該建物の施設又は設備の一部を工事に使用した場合、設計図書の定める条件のとおり復旧する。</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.3.14 指示・確認・協議・報告の手順</p> <p>(1) 監理者の指示が口頭による場合は、この内容を記録して監理者に提出し、監理者の押印・サインを受ける。</p> <p>(2) 監理者の確認を受ける必要がある書類・図面・見本などは、その旨を表示して監理者に提出し押印・サインを受ける。</p> <p>(3) 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、監理者の押印・サインを受ける。</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.3.15 会議など</p> <p>(1) 受注者は発注者及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。また、会議場所・会議用機材を提供するなどその開催に協力する。</p> <p>(2) 監理者の指示により、鉄骨・屋根・外装カーテンウォールその他特殊な技術を必要とする工事についての技術検討を行うため、各種の専門部会を設け、施工図等や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には、必要に応じて、受注者の本社などの技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。</p> <p>(3) 前(1)(2)号の会議又は打合せを行った場合は、速やかに議事録を作成し、監理者に提出する。</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.3.16 トレーサビリティ</p> <p>(1) 当該建物に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又は所在を辿ることのできるトレーサビリティ管理を行い、記録を監理者に提出する。</p> <p>(2) トレーサビリティ管理は設計図書に定めのあるものほか次の条件に同時に該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前に監理者と協議のうえ定める。</p> <p>(ア) 識別記載がなければ、履歴或使用部位が辿れないもの</p> <p>(イ) 不具合が発生した場合、当該建物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす恐れのあるもので、手直し、取替えが困難なもの</p> <p>【追加】</p> <p>○ 1.3.17 測定機器及びモニタリング機器の管理</p> <p>(1) 検査・測定・試験などの測定機器及びモニタリングに使用する機器のうち、管理が必要な対象機器とその管理方法について、あらかじめ監理者に報告する。</p> <p>(2) 前(1)号に該当する機器は適正に維持・管理・訂正し、その記録を監理者に提出する。</p> <p>(3) 監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、前(1)号による管理方法の報告及び前(2)号による記録の提出を省略することができる。</p> <p>【追加】</p> <p>● 1.3.18</p> <p>(1) 選定された材料製造者の能力・経歴などを証する資料を監理者に提出し、監理</p>	
	<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第 14884 号</p>	<p>一級建築士登録 第 322651 号 萩原多聞</p> <p>一級建築士登録 第 379205 号 岡本達也</p> <p>一級建築士登録 第 356842 号 里見和則</p>	<p>担当</p>	<p>特記</p> <p>管理番号 3HM-12-OWT-1</p>	<p>工事名</p> <p>大阪市立自然史博物館外壁補修工事</p>	<p>図面名 特記仕様書2</p> <p>図面番号 C-2 区分 建築</p> <p>縮尺 年度(西暦表示) 2024年 3月</p>

<p>製造者及び専門工事業者の選定</p> <p>【追加】 ○ 1.3.19 清浄度管理</p> <p>【追加】 ○ 1.3.20 建物の気密性確保</p> <p>【追加】 ● 1.3.21 既存部分等への処置</p> <p>【追加】 ● 1.3.22 近隣への配慮</p> <p>【追加】 ● 1.3.23 製造者及び専門工事業者の選定</p> <p>● 1.4.2 材料の品質等</p>	<p>者の確認を受ける。</p> <p>(2) 設計図書に製造者名の記載がない材料については、適正な品質を確保できる製造者を選定し、監理者と協議する。ただし、設計図書に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。</p> <p>(3) 設計図書に専門工事業者名の記載がない工種については、適正な品質を確保できる工事業者を選定し、「専門技術者・下請負人届」を監理者に提出する。ただし、設計図書で「専門工事業者による」としている工種の場合は選定について監理者と協議する。</p> <p>(4) 特別の理由により設計図書に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力・経歴などを証する資料を発注者及び監理者に提出し、発注者及び監理者の確認を受ける。</p> <p>工事中の粉塵による設備機器の損傷防止のため機器搬入前及び搬入後は清掃を徹底し、粉塵発生のある工事は実施しない。機器搬入後の当該エリアの清浄度クラス ISO9 以上 (JISB9920、及び ISO14644-1) に保つよう清浄度管理を行う。</p> <p>機器には工事中用の仮設防塵フィルターの取り付けを行い引渡し前に交換を行う。</p> <p>気密性を必要とする室について気密試験(ドアファンテスト)を行う。</p> <p>対象室 ※サーバ室 ○ _____</p> <p>確認箇所: 建物が外気に面し気密性を要する部分その他指定箇所 ( _____ )</p> <p>ガス消火設備対象室の性能が国際基準(NFPA2001)を満足していることを確認。</p> <p>ドアファンを用いて対象室の圧力を調整し、圧力変化を観察し気密性を確認する。</p> <p>圧力 (※±100Pa ○ 指定値: _____)</p> <p>気密試験は機械設備工事にて実施するが、各受注者はそれぞれの施工範囲の責任を負うこと。(例: 建築工事=躯体、床、壁、建具、建築で設ける開口部等、設備工事=配管、ケーブル等の設備貫通部、ダンパー、将来開口塞ぎ等) また是正にかかる費用は受注者の実績により工事費に見込むこと。各部の検査は目視のみでなくサーモグラフィカメラを用いて熱、気流の移動がないか確認を行うこと。</p> <p>気密試験に先立ち各受注者は建築、設備合同で建物各部の施工確認を行い監理者に報告を行うこと。また是正にかかる期間を工程に見込むこと。</p> <p>その他コミッションing計画書がある場合はその記載に従う</p> <p>(1) 改修、部分撤去など既存工作物に係る工事の場合の補修は下記による。 ○ _____</p> <p>(2) 補修等は必要最小限の範囲にとどめるものとし、その補修方法は本工事の当該工事または既存部分に倣い補修する。仕上げ材等が新旧材料と取合いとなる部分についても同様とする。</p> <p>(1) 騒動、騒音、悪臭、水質汚濁などの防止に適切な処置をする。</p> <p>(2) 落下物、飛来物、工事車両などにより近隣および通行人などに危害を及ぼさないように適切な処置をする。</p> <p>(3) 工事車両のタイヤに付着した泥などにより、公道を汚さないように必要な処理をする。</p> <p>(4) 請負者は、本工事の施工にあたり近隣建造物に対して十分な保護養生を行う。請負者の不注意または施工上の不届届によりこれらの建造物に損害を与えた場合は、自らの責任でこれを補修し、または賠償を行う。</p> <p>(1) 機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書に記載されたものと同等以上に選定し、選定届を監理者に提出する。</p> <p>4 節 材料</p> <p>【追記】</p> <p>(8) 日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力・ガス・水道などの供給会社の各種規格などは最新のものを適用する。(9) 設計図書において機器・材料の品質が明示されていない場合は、設計者・監理者に確認の上適切な品質のものを採用し、施工すること。</p> <p>(9) 機器・材料に関する設計図書の記載に「同等」「程度」などとある場合は、選定された機器・材料が品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。</p> <p>(10) 設計図書において指定された機器・材料が入り困難な場合は、監理者の確認を受けたうえで、それと同等以上の品質・性能を有する代替品を使用することができる。</p> <p>(11) 共仕[1.4.2(b)]において、建築材料・設備機材など品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器・材料については、当該評価書の写しを「品質及び性能を有することの証明となる資料」とみなす。</p> <p>(12) JIS Q 1000(2005)による自己適合宣言をつけられた機器・材料・製品は、JISのマ</p>	<p>○ 1.4.4 材料の検査等</p> <p>○ 1.4.5 材料の検査に伴う試験</p> <p>【追加】 ○ 1.4.7 化学物質を拡散する建築材料等</p>	<p>ーク表示のあるものとして使用しない。</p> <p>(13) 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 及び JAS マーク表示品とする。JIS または JAS マークの表示のない材料及びその製造者等(海外製材料含む)は、次の(ア)～(カ)の事項を満たすものとする。</p> <p>(ア) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること</p> <p>(イ) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること</p> <p>(ウ) 安定的な供給が可能であること。</p> <p>(エ) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること</p> <p>(オ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること</p> <p>(カ) 販売、保守等の営業体制が整えられていること</p> <p>なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会)が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監理者に提出して確認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監理者の確認を受けた場合はこの限りではない。また、製造所欄に製造所、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監理者の確認を受ける。</p> <p>【追記】</p> <p>(5) 機器・材料は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。</p> <p>(6) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって(1)の検査に替えることができる。</p> <p>(7) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、発注者の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査は、受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。</p> <p>(8) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合や監理者の指示による場合、発注者受注者の検査に合格後検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。</p> <p>(9) 機器、材料、製品等に対する検査に必要な発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は受注者がこれを負担する。</p> <p>(10) 場内検査を原則とする。場外検査を行う場合は場外検査願いを提出すること。</p> <p>【追記】</p> <p>(5) 試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合は、機器、材料、施工検査に伴う試験を実施する。</p> <p>(6) 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供す</p> <p>(7) 試験材料の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の確認を受けた方法による</p> <p>(8) 試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。</p> <p>本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の(ア)から(オ)を満たすものとする。</p> <p>(ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(イ) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(ウ) 接着剤はフタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(エ) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(オ) (ア)、(ウ)及び(エ)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>規制対象外建築材料</p> <p>① JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品</p> <p>② 建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品</p> <p>③ 下記表示のある JAS 規格品</p> <p>a. 非ホルムアルデヒド系接着材使用</p> <p>b. 接着材等不使用</p>	<p>【追加】 ○ 1.4.8 特別な材料の工法</p> <p>【追加】 ○ 1.4.9 見本</p> <p>● 1.5.2 技能士</p>	<p>c. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</p> <p>d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>e. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</p> <p>f. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p> <p>本工事の全ての内装の仕上げ、居室と空気の出入りのある部分の仕上げ(表面材)は、上に規定される規定対象外建築材料のみ使用する。また、以下の室についても同様の扱いとする。</p> <p>横仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とし、施工計画、要領書等を提出し、監理者の確認を受ける。</p> <p>本工事に使用する材料および製品は、監理者の指示に従いあらかじめ見本品を提出し、その承諾を受けた後、発注または製作する。</p> <p>5 節 施工</p> <p>【追記】</p> <p>(1) 適用する技能検定の職種及び作業の種別は下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 仮設工事</td> <td>● とび</td> </tr> <tr> <td>○ 鉄筋工事</td> <td>○ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) ○ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>○ コンクリート工事</td> <td>○ 型枠施工 ○ 左官 ○ コンクリート圧送施工</td> </tr> <tr> <td>○ 鉄骨工事</td> <td>○ とび</td> </tr> <tr> <td>○ ブロック・ALCパネル工事</td> <td>○ ブロック建築 ○ ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>○ 防水工事</td> <td>○ アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴムシート防水工事作業 ○ 塗膜防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>○ 石工事</td> <td>○ 石材施工(石張り施工)</td> </tr> <tr> <td>○ タイル工事</td> <td>○ タイル張り</td> </tr> <tr> <td>○ 木工事</td> <td>○ 建築大工</td> </tr> <tr> <td>○ 屋根及びとい工事</td> <td>○ 建築板金(内外装板金作業)</td> </tr> <tr> <td>○ 金属工事</td> <td>○ 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)</td> </tr> <tr> <td>○ 左官工事</td> <td>○ 左官</td> </tr> <tr> <td>○ 建具工事</td> <td>○ サッシ施工 ○ ガラス施工 ○ 自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>○ カーテンウォール工事</td> <td>○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工 ○ ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>○ 塗装工事</td> <td>○ 塗装(建築塗装作業)</td> </tr> <tr> <td>○ 内装工事</td> <td>○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装(壁装作業)</td> </tr> <tr> <td>○ 植栽工事</td> <td>○ 造園</td> </tr> <tr> <td>○ 舗装工事</td> <td>○ 路面標示工事作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>【追記】</p> <p>(2) 共仕(1.5.4)に示す施工の確認は、受注者の検査により行う。</p> <p>(3) 工種ごとに施工が完了した時は、設計図書に定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に報告する。</p> <p>(4) 自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。</p> <p>【追記】</p> <p>(3) 監理者が指示した場合、監理者の立会いに代えて工事写真などの記録を整理して監理者に提出する</p> <p>(1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、下記による。</p> <p>● 実施する ○ _____</p> <p>(2) 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監理者に報告する。測定はパンプ型採取機器により行う。</p>	適用工事種別	技能検定の職種	● 仮設工事	● とび	○ 鉄筋工事	○ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) ○ 構造物鉄工作業	○ コンクリート工事	○ 型枠施工 ○ 左官 ○ コンクリート圧送施工	○ 鉄骨工事	○ とび	○ ブロック・ALCパネル工事	○ ブロック建築 ○ ALCパネル施工	○ 防水工事	○ アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴムシート防水工事作業 ○ 塗膜防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業	○ 石工事	○ 石材施工(石張り施工)	○ タイル工事	○ タイル張り	○ 木工事	○ 建築大工	○ 屋根及びとい工事	○ 建築板金(内外装板金作業)	○ 金属工事	○ 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)	○ 左官工事	○ 左官	○ 建具工事	○ サッシ施工 ○ ガラス施工 ○ 自動ドア施工	○ カーテンウォール工事	○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工 ○ ガラス施工	○ 塗装工事	○ 塗装(建築塗装作業)	○ 内装工事	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装(壁装作業)	○ 植栽工事	○ 造園	○ 舗装工事	○ 路面標示工事作業	<p>着工前の測定 ※行う ○ 行わない 測定対象室 ※対象室( ) 測定箇所数 ※( 2 )箇所 ○ 箇所 (3) 測定後速やかに報告書を作成し監理者の確認を受ける。</p> <p>【追記】</p> <p>(4) 採取、測定方法は厚生労働省『室内空気中化学物質の採取方法と測定方法』による</p> <p>(5) 引き渡し条件は、次による。 ※測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、全ての濃度が指針値以下であることを確認したのちに引き渡す。 ○ 引渡し条件としない。</p> <p>(1) 事後の検査・試験で結果が十分に検証できない工程については、選定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程の監視・管理し、記録を監理者に報告する。</p> <p>(2) 前(1)号の対象となる工程は鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、建築物の性能に重大な影響を及ぼす恐れがあるものが該当し、対象となる工程を要員・設備・方法手順及び管理の方法と合わせて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。</p> <p>手順及び管理の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。</p> <p>【追加】 ○ 1.5.10 プロセスの妥当性の確認</p> <p>【追加】 ○ 1.5.11 施工の検査に伴う不適合の監視、是正処置</p> <p>【追加】 ● 1.5.12 工法などの選定</p> <p>● 1.6.1 工事検査</p> <p>【追記】</p> <p>(5) 自主中間検査 ※ 受注者の判断・社内規定などにより、必要に応じて行う ○ 次により行う ○ 契約内容の履行を確実なものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による自主中間検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所などがある場合は、速やかに修正を行ったうえで、発注者及び監理者に報告する。</p> <p>(6) 工事の完成にあたって、受注者の本社などの検査要員(現場関係者を除く)による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所などがある場合は速やかに修正を行ったうえで、監理者に報告する。</p> <p>(7) 前(5)(6)号の報告の後、監理者の検査を受ける。</p> <p>(8) 消防署長の検査、建築主事の検査など関係法令に基づく(官)公署その他関係の検査)については、完成検査に先立つ時期にこれを受ける。発注者などが受検者となる場合は、手続きを代行し、その検査に必要な書類・資機材・労務その他を提供する。</p> <p>(9) 前(5)(6)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修正し、監理者の再検査を受けると共に、官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。</p> <p>(10) 前(9)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者との協議の上速やかに修正し、監理者の再検査を受ける。</p> <p>(11) 完成時の諸検査の日程・方法については、関連別途工事との調整を行い、必要により関連別途工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。</p> <p>(12) 建物完成引渡し前に、発注者の完成検査を受ける。</p> <p>【追加】 ○ 1.6.3 部分使用</p> <p>【追加】 ○ 1.6.4 部分前後の注意</p> <p>(1) 工事期間中に発注者による当該建物の部分使用がある場合は、該当部分について、共仕 1.5.5 に定める監理者による施工の検査及び共仕 1.6.1 に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続きについて発注者に協力する。</p> <p>(1) 管理者への引継ぎ・開設準備への協力 (ア) 受注者は、完成・引渡し時期から逆算して、完成後の建物・設備の稼働に支障のないように、発注者及び発注者が定める完成後の建物管理者に対して、建物及び設備の試運転を行うとともに、取扱要綱を提出しその説明を行う。 (イ) 完成・引渡し前に発注者が建物管理者訓練を実施する日程(1日程度)を確保し、当該訓練の実施に協力する。</p> <p>(2) 完成後の現場対応 受注者は、完成・引渡し後最低6か月間は建物及び諸設備に関する技術員を常駐させ、発注者(建物管理者)が円滑に建物管理を行うことができるように協力する。</p>
適用工事種別	技能検定の職種																																											
● 仮設工事	● とび																																											
○ 鉄筋工事	○ 鉄筋施工(鉄筋組立作業) ○ 構造物鉄工作業																																											
○ コンクリート工事	○ 型枠施工 ○ 左官 ○ コンクリート圧送施工																																											
○ 鉄骨工事	○ とび																																											
○ ブロック・ALCパネル工事	○ ブロック建築 ○ ALCパネル施工																																											
○ 防水工事	○ アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴムシート防水工事作業 ○ 塗膜防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業																																											
○ 石工事	○ 石材施工(石張り施工)																																											
○ タイル工事	○ タイル張り																																											
○ 木工事	○ 建築大工																																											
○ 屋根及びとい工事	○ 建築板金(内外装板金作業)																																											
○ 金属工事	○ 内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)																																											
○ 左官工事	○ 左官																																											
○ 建具工事	○ サッシ施工 ○ ガラス施工 ○ 自動ドア施工																																											
○ カーテンウォール工事	○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工 ○ ガラス施工																																											
○ 塗装工事	○ 塗装(建築塗装作業)																																											
○ 内装工事	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装(壁装作業)																																											
○ 植栽工事	○ 造園																																											
○ 舗装工事	○ 路面標示工事作業																																											
	<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第 14884 号</p>	<table border="1"> <tr> <td>一級建築士登録</td> <td>第 322651 号</td> <td>萩原多聞</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録</td> <td>第 379205 号</td> <td>岡本達也</td> </tr> <tr> <td>一級建築士登録</td> <td>第 356842 号</td> <td>里見和則</td> </tr> </table>	一級建築士登録	第 322651 号	萩原多聞	一級建築士登録	第 379205 号	岡本達也	一級建築士登録	第 356842 号	里見和則	<p>担当</p> <p>特記</p> <p>管理番号</p>	<p>3HM-12-OWT-1</p>	<p>工事名</p> <p>大阪市立自然史博物館外壁補修工事</p>	<table border="1"> <tr> <td>図面名</td> <td colspan="2">特記仕様書3</td> <td>図面番号</td> <td>C-3</td> <td>区分</td> <td>建築</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td colspan="2"></td> <td>年度(西暦表示)</td> <td colspan="3">2024年 3月</td> </tr> </table>	図面名	特記仕様書3		図面番号	C-3	区分	建築	縮尺			年度(西暦表示)	2024年 3月																	
一級建築士登録	第 322651 号	萩原多聞																																										
一級建築士登録	第 379205 号	岡本達也																																										
一級建築士登録	第 356842 号	里見和則																																										
図面名	特記仕様書3		図面番号	C-3	区分	建築																																						
縮尺			年度(西暦表示)	2024年 3月																																								
<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 特記仕様書 2023.09</p>																																												

<p>【追加】 ○1.6.5 騒音測定</p> <p>【追加】 ○1.6.6 騒音測定</p> <p>【追加】 ○1.6.7 中間検査</p> <p>【追加】 ●1.6.8 竣工検査</p> <p>●1.7.1 完成時の提出図書</p>	<p>常駐者は_____に常駐とする。</p> <p>(3)メーター検針確認 (ア)建物引渡し前に行う各種検針メーターの確認は、受注者の責任と負担において全数行い、監理者を通じて発注者に報告書を提出する。 (イ)メーター設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者の損害については、受注者が全て負担する。</p> <p>(4)鍵合せにおける発注者及び監理者の立会については、監理者の指示による。</p> <p>(5)鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理・収納して発注者に提出する。</p> <p>(1)室内騒音の目標値 各室の騒音は、下記の値を目標とする。 その他諸室・廊下についても仕様上支障のないことを目標値とする。</p> <p>貸室：_____ 防災センタ：_____</p> <p>(2)竣工時の騒音検査 室内騒音測定を実施する。</p> <p>各室中央部分及び、扉より1.0m離れた位置で測定をする。</p> <p>(1)完成引き渡し後に工事上の契約不適合が発見されたときには、受注者は監理者と共に速やかにその原因調査を行い、それが施工の品質及び性能に起因する場合には請負工事契約に基づき、即時無償で補修を行う。</p> <p>(2)契約不適合が関連別途工事受注者との境界分野で発生した場合には、その不具合に対する責任は当該関連別途工事受注者と共同責任とする。費用の分担については関連受注者間で協議する。</p> <p>(1)建築基準法及びその他の法令を満たしていることを確認し、監理者に報告する。 (2)検査日程を調整し、監理者の指示により検査に協力する。 (3)検査に必要な資料作成は請負者にて行い、監理者の承諾を得る。</p> <p>(1)竣工検査は次の順序で行うことを原則とする。 (a)請負者下検査：現場組織が行う検査。 (b)現場監理事務所検査：監理者が行う検査。 (c)諸官庁検査：建築基準法、消防法、その他条例に基づく検査。 (d)請負者検査：現場組織とは別個の組織が行う検査。 (e)設計事務所検査：事業主が指定する設計者による検査。 (f)建築主検査</p> <p>(2)竣工検査は現場代理人立会いとする。 (3)竣工検査は清掃を十分行い受検することとする。 (5)請負者は竣工検査指摘事項、是正方法および是正完了予定日を監理者に報告し、監理者の指示により是正を行う。是正が完了したら速やかに監理者に報告する。</p> <p><u>7節 完成図等</u></p> <p>(1)工事完成時の提出図書は下記により、A3版及び電子媒体(CAD、PDFデータ)を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●完成図</td> <td>※各2部 ○( )部</td> <td>特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)</td> </tr> <tr> <td>●施工計画書、製作要領書</td> <td>※各2部 ○( )部</td> <td>総合図一式を含む</td> </tr> <tr> <td>●施工図・製作図</td> <td>※各2部 ○( )部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●保全に関する資料</td> <td>※各2部 ○( )部</td> <td>保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【追記】 (2)工事関係図書を整理のうえ、次により2部を発注者に提出するとともに、工事完成引渡後も自ら保管する。 (ア)提出・保管する工事関係図書 ○施工図等 (○すべて ○監理者の指示する施工図等 ○ ) ○施工計画書、施工要領書、試験計画書 (○すべて ○監理者の指示する施工計画書など ○ ) ○検査記録 工事中のすべての受注者等・監理者・官公署による検査などの記録を含む ○施工報告書、試験報告書 ●工事写真(工事前・工事後 *同一アングル) ○会議記録、打合記録 ○既存再利用タイルの施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの</p>	分類・規格	部数	備考	●完成図	※各2部 ○( )部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)	●施工計画書、製作要領書	※各2部 ○( )部	総合図一式を含む	●施工図・製作図	※各2部 ○( )部		●保全に関する資料	※各2部 ○( )部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)	<p>○1.7.2 完成図</p> <p>○1.7.3 保全に関する資料</p> <p>【追加】 ●1.7.4 完成写真</p>	<p>記録 ○メーカーリスト(使用製品、数量、仕様、色指定、連絡先を一覧表にまとめること。) ○上記のほかクラウドサーバ保存データの全部 (イ)保管期限(工事完成引渡日から起算) ※永久 ○15年 ○____年 (ウ)提出・保管媒体 ○デジタル画像データ(TIFF・PDFなど)とCADデータ ○原本( ) ○</p> <p>(3)前(1)(2)号により発注者に提出された図書などの著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。</p> <p>(1)完成図の種類及び記入内容は下記による。 ※標仕 表 1.7.1 ○ _____ 完成図に添えて、次を提出する。 ○防火区画図、排煙区画図 ○各種防災設備プロット図 ○防火耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写しなど) ○建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面</p> <p>【追記】 (2)完成図は、原則として当該建築物の完成後2カ月以内に発注者及び監理者に提出する。 ただし、提出期限について発注者及び監理者の指示がある場合は、それによる。 (3)受注者が施工する関連別途工事を含む完成後の図面と、テナント撤去後に必要となる現況復旧後に必要となる図の両方を作成すること。 ○適用する(範囲： ) ○適用しない</p> <p>(1)保全に関する資料の提出部数は下記による。 ※2部 ○ ____部 ○キーBOX(Gマスターキー、予備キーその他)</p> <p>【追記】 (4)その他に作成する保全に関する資料は下記による。 ○保全マニュアル ○長期修繕計画書 ○保証書(原本) ○保守及び緊急連絡先 ○機器類操作点検など取扱引継書 ○監理者の指示する機器完成図 ○敷地境界立会い記録 ○地中仮設残存物記録 ○設備関係測定報告書 ○その他( )</p> <p>(5)性能検証法の適用がある場合、保全マニュアルに下記内容を記載すること。 ・性能検証の適用の有無、内容 ・改修、修繕時の性能検証に関わる責任区分 ・あらかじめ検証による制約</p> <p>下記のものを監理者に提出する。ただし、原版本は撮影者の保管とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部数</th> <th>原版本の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○アルバム(基本図含)</td> <td>外部( ) 内部( )</td> <td>※2 ○ 3</td> <td>※6×6版以上</td> </tr> <tr> <td>●カラー ※キャビネ版 ・全紙パネル</td> <td>外部(10) 内部( )</td> <td>※2 ○ 1</td> <td>※6×6版以上</td> </tr> <tr> <td>○カラーポジ</td> <td>外部( ) 内部( )</td> <td>※2 ○ 3</td> <td>○ _____</td> </tr> <tr> <td>○デジタルデータ</td> <td>外部( ) 内部( )</td> <td>※1</td> <td>※24mm×36mm以上</td> </tr> <tr> <td>○動画データ</td> <td>外部( ) 内部( )</td> <td>※1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※フォトブック仕様は、下記程度とする サイズ:内面 260×260 装丁:ハードカバータイプフルフラット製本 紙質等:シルク紙高質印刷 アルバム最終ページには、建物概要を添付する。</p> <p>※撮影者 ※同等の撮影実績を有し設計者・監理者が承認する者 ○指定(事務所名: )</p> <p>※電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG・MPEG 形式最高画質とし、DVDにて提出する。 ※使用する写真は監理者と協議の上決定する。 ※外部写真には、航空写真 ____ 枚を含む。 ※監理者が指示する外観上不要な電柱、電線等消去する。 ※監理者が指示する時間帯(昼景、夕景、夜景)で撮影を行う。 ※原版本の版權は撮影者が有するが、原版本の使用権は発注者及び設計事務所に帰属する(発注者及び設計事務所は写真を撮影者の了解なしに自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合には発注者及び設計事務所の了承を必要とする)。</p>	分類・規格	撮影箇所数	部数	原版本の大きさ	○アルバム(基本図含)	外部( ) 内部( )	※2 ○ 3	※6×6版以上	●カラー ※キャビネ版 ・全紙パネル	外部(10) 内部( )	※2 ○ 1	※6×6版以上	○カラーポジ	外部( ) 内部( )	※2 ○ 3	○ _____	○デジタルデータ	外部( ) 内部( )	※1	※24mm×36mm以上	○動画データ	外部( ) 内部( )	※1		<p>【追加】 ○1.7.5 LCCの算出</p> <p>【追加】 ○1.7.6 引継品</p> <p>【追加】 ○1.7.7 予備品</p> <p>【追加】 ●1.7.8 軽微な変更</p> <p>【追加】 ●1.7.9 工事監理用図書</p> <p>【追加】 ○1.7.10 設計変更</p> <p>【追加】 ●1.7.11 着工時提出書類</p> <p>【追加】 ●1.7.12 総合施工計画書</p> <p>【追加】 ○1.7.13 カラスキーム</p> <p>【追加】 ○1.7.14 主な見本</p> <p>【追加】 ○1.7.15 海外製品の調達</p> <p>【追加】 ●1.7.16 特許権等について</p>	<p>(1)受注者は、竣工の____か月前及び____か月前に、発注者に事前確認のうえ、BELCA(公益社団法人 ロングライフビル推進協会)基準にて本建物のライフサイクルコスト(LCC)の算出を行い、発注者にデータにて提出する。</p> <p>(1)受注者は、発注者が竣工後の建物管理に必要とする管理用備品のうち発注者が負担するものについて、発注者及び建物管理者に事前確認のうえ用意する。引渡し方法の詳細は、建物管理者と事前相談のうえ定める。</p> <p>以下の材料を予備品として完成時に納入する。 ○内訳数量の 3% (ビニルタイル) ○1% (床石、タイル、フローリング、2重床パネル、タイルカーペット、壁紙) ○ _____ % ( _____ ) なお、予備品の保管場所は監理者の指示による。 ○保管用 鋼製ラック _____ 台 (W2000×H1800×D600程度)</p> <p>現場の納まり取り合わせ等の関係で材料、寸法、取り合い位置又は取り付け工法を多少変更し、或いはこれらによって取り付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、監理者との協議によって行う。</p> <p>(ア)工事着事後、速やかに設計図(契約図)(二折り・表紙・背表紙文字入れ)の縮小原図(A3サイズ)を作成し縮小原図により、A3サイズの青焼きまたは白焼き製本を( )部提出する。A1サイズは( )部提出する。</p> <p>設計変更に伴う下記の申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等の手続きは(設計者)が行い、その費用負担は(発注者)が行う。 ○計画変更申請 ○性能評定 ○大臣認定</p> <p>・現況調査報告書 ・近隣調査報告書 ・総合施工計画書 ・総合工程表 ・総合仮設計画</p> <p>工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し、監理者の確認を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 ・工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等 ・計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。</p> <p>カラスキーム作成時に伴う見本の準備を行うこと。</p> <p>○石材(各1㎡)、塗装見本(各種0.5㎡)、ガラス飛散防止フィルム(各1㎡)、 ○タイルカーペット(各種1.5m×1.5m)程度、化粧シート・ビニルクロス(各1㎡) ○ _____ (約 ○ ____ ㎡) その他仕様を決定するために必要なもの</p> <p>(1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、あらかじめ、それらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。 (2)消耗品、支給材料又は資与品および設計図書に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器・製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とみなさない。 (3)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の補償期間は次の通りとする。 (a)保証期間 10年とする。 (b)維持管理・補修・定期点検等のアフターサービスについては、修理・部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年とする。 (c)基本素材性能等の仕様の補償保証期間は10年とする。ただし、素材性能・品質安定性に関する不都合の発現率が5%を超えた場合、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計15年とする。 (d)修理・取替え材料の対応可能期間は10年とする。 (4)設計図書に指定された海外製の機器・材料・製品などが所定の品質・性能に適合しないと認められる場合、または前2号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品などの処置につき監理者の指示に従う。</p> <p>本工事に使用する材料に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利においての、必要な手続きは受注者の責任において行うこと。 工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の</p>	<p>【追加】 ●1.8.1 提出書類</p> <p>2章 仮 設 工 事</p> <p>【追加】 ●2.1.2 仮設材料</p> <p>【追加】 ●2.1.3 工事用水・電力</p> <p>【追加】 ●2.1.4 交通整理員</p> <p>○2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り</p>	<p>責任により対応を行うこと。 本設計図の著作権は株式会社NTTファシリティーズに帰属する。 完成図、施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。 本工事中において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監理者と協議を行うこと。 CAD図面データの無断複写や、目的外に使用してはならない。</p> <p><u>8節 その他</u></p> <p>(1)提出書類は、本章の該当各項、2章以降各章および契約書に定められた書類を適時提出する。 (2)監理者の指示によりその他の必要書類を提出する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 着工時 ●現場代理人事前届 ●監理(主任)技術者届 ●工事施工編成書(現場組織表) ●現場員編成書(経歴書添付) ●総合施工計画書</td> <td>●実施工程表 ●施工体制台帳 ●施工体系図 ●資格者 資格証(写し)</td> </tr> <tr> <td>2 工事中 ●内訳明細書(契約後指定期間内) ●工事報告書(月報) ●下請協力業者採用届 ●主要資材製造業者採用届 ●各種試験結果報告書</td> <td>●工種別施工計画書 ●月間工程表 ●週間工程表 ●その他</td> </tr> <tr> <td>3 完成時 ●完成写真 1.7.4 による ●完成図等 1.7.2 による ○予備品及びリスト ○鍵引渡し書及びリスト ○キーボックス 1.7.3 による ●諸官庁出願申請書及び検査済証</td> <td>●設備工事各種試験成績一覧表 ●建物維持管理注意事項 ○各種機器等取扱い説明書 ●関連業者一覧表及び主要資材 ●メーカーリスト(各種保証書を含む) ●緊急連絡先一覧表 ●建物滅失証明書</td> </tr> </tbody> </table> <p>1節 <u>一般事項</u></p> <p>(ア)工事仮設計画書を作成すること。 (a)工事に先立ち、下記の事項の総合仮設計画書を作成し、監督職員に提出する。その他監督職員の指示による。 1. 工事目的別の位置と敷地との関係 2. 仮囲いの位置及び構造、道路、出入口との関係 3. 材料運搬経路と主な作業動線 4. 仮設物などの配置(監理者事務所、材料置き場、下小屋等) 5. 工事用電力、給排水設備 6. 足場及び棧橋の位置及び構造 7. 重機の種類及び配置 8. 災害防止設備(雨水・山留めを含む) 9. コンクリート打設設備 10. 鉄骨建て方設備 11. 各工工程と仮設</p> <p>(b). 工事目的物の一部を仮設に使用する場合、又は開口を設ける場合などについては、補強並びに復旧の計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。</p> <p>構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。 (1)工事用水 ※利用不可 ● 利用可(● 有償 ○ 無償) (2)工事電力 ※利用不可 ● 利用可(● 有償 ○ 無償)</p> <p>交通誘導警備員について特に指定する場合は下記による。 ○ _____</p> <p><u>2節 縄張り、遺方、足場その他</u></p> <p>【置換】 (1)敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物(地下鉄、とう道含む)、樹木、上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。 (2)敷地について次の要領により測量を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計画書などに反映させる。 (ア)隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会のもとに確認し、記録を作成する。 (イ)敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。</p>	1 着工時 ●現場代理人事前届 ●監理(主任)技術者届 ●工事施工編成書(現場組織表) ●現場員編成書(経歴書添付) ●総合施工計画書	●実施工程表 ●施工体制台帳 ●施工体系図 ●資格者 資格証(写し)	2 工事中 ●内訳明細書(契約後指定期間内) ●工事報告書(月報) ●下請協力業者採用届 ●主要資材製造業者採用届 ●各種試験結果報告書	●工種別施工計画書 ●月間工程表 ●週間工程表 ●その他	3 完成時 ●完成写真 1.7.4 による ●完成図等 1.7.2 による ○予備品及びリスト ○鍵引渡し書及びリスト ○キーボックス 1.7.3 による ●諸官庁出願申請書及び検査済証	●設備工事各種試験成績一覧表 ●建物維持管理注意事項 ○各種機器等取扱い説明書 ●関連業者一覧表及び主要資材 ●メーカーリスト(各種保証書を含む) ●緊急連絡先一覧表 ●建物滅失証明書
分類・規格	部数	備考																																																		
●完成図	※各2部 ○( )部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの)																																																		
●施工計画書、製作要領書	※各2部 ○( )部	総合図一式を含む																																																		
●施工図・製作図	※各2部 ○( )部																																																			
●保全に関する資料	※各2部 ○( )部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等)、協力業者一覧表(業者名、住所、連絡先、責任者名)																																																		
分類・規格	撮影箇所数	部数	原版本の大きさ																																																	
○アルバム(基本図含)	外部( ) 内部( )	※2 ○ 3	※6×6版以上																																																	
●カラー ※キャビネ版 ・全紙パネル	外部(10) 内部( )	※2 ○ 1	※6×6版以上																																																	
○カラーポジ	外部( ) 内部( )	※2 ○ 3	○ _____																																																	
○デジタルデータ	外部( ) 内部( )	※1	※24mm×36mm以上																																																	
○動画データ	外部( ) 内部( )	※1																																																		
1 着工時 ●現場代理人事前届 ●監理(主任)技術者届 ●工事施工編成書(現場組織表) ●現場員編成書(経歴書添付) ●総合施工計画書	●実施工程表 ●施工体制台帳 ●施工体系図 ●資格者 資格証(写し)																																																			
2 工事中 ●内訳明細書(契約後指定期間内) ●工事報告書(月報) ●下請協力業者採用届 ●主要資材製造業者採用届 ●各種試験結果報告書	●工種別施工計画書 ●月間工程表 ●週間工程表 ●その他																																																			
3 完成時 ●完成写真 1.7.4 による ●完成図等 1.7.2 による ○予備品及びリスト ○鍵引渡し書及びリスト ○キーボックス 1.7.3 による ●諸官庁出願申請書及び検査済証	●設備工事各種試験成績一覧表 ●建物維持管理注意事項 ○各種機器等取扱い説明書 ●関連業者一覧表及び主要資材 ●メーカーリスト(各種保証書を含む) ●緊急連絡先一覧表 ●建物滅失証明書																																																			
	<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録(ト)第14884号</p>	<p>一級建築士登録 第 322651 号 萩原多聞 一級建築士登録 第 379205 号 岡本達也 一級建築士登録 第 356842 号 里見和則</p>	<p>担当</p> <p>特記</p> <p>管理番号 3HM-12-OWT-1</p>	<p>工事名</p> <p>大阪市立自然史博物館外壁補修工事</p>	<p>図面名 特記仕様書4</p> <p>図面番号 C-4 区分 建築</p> <p>編尺 年度(西暦表示) 2024年3月</p>																																															
<p>株式会社NTTファシリティーズ一級建築士事務所 西日本事業本部 特記仕様書 2023.09</p>																																																				

<p>● 2.2.4 足場等</p> <p>○ 2.3.1 監理者事務所等</p>	<p>【追記】 (1) 速やかに以下の確認を行い、その結果を発注者及び監理者に報告する。 ・既存建物地下躯体形状</p> <p>(4) 敷地境界石を全数確認の上、仮点を2箇所ずつ明示する。 また、工事着手に先立ち、受注者は関係者立会のうえ図面に基いて敷地内及び周辺の既存埋設管等の状況及び敷地工程並びに磁北・真北の確認をし、監理者に報告する。</p> <p>(5)その他の関連事項 ○地下埋設物 ○地上架線状況調査 ○電波障害測定 ○周辺騒音レベル ○土壤汚染調査(指定のある箇所) 調査の結果設計図書に定められた条件を満足させることが不可能になった場合には、速やかに監理者に申し出て、その措置について協議する</p> <p>【追記】 (2) 手すり先行足場 ※適用する ○適用しない なお、これにより難しい場合は監理者と協議する。</p> <p>(5) 足場に敷設する養生シートは、騒音・振動等公害防止条例その他規定に従って保護シート等を計画する。</p> <p>(6) 工事車輛出入口、角部の仮囲いの材質は透明なものとし、視認性を確保すること。</p>	<p>○ パソコン( )</p> <p>機種 ※監理者の指示による ○ その他( ) 下記の該当ソフトがスムーズに作動する性能として管理者の確認を受けること。</p> <p>OS ※Windows10 ○ 監理者の指示による</p> <p>ソフト ※Word ※Excel ※PowerPoint ○ AutoCAD ○ Revit ○ Acrobat Pro ○ その他( ) ※各種最新版とする</p> <p>共用 ※監理者専用 ○ 受注者と共用</p> <p>○ インターネット回線( )</p> <p>回線種類 ※光ケーブル回線 ○ ADSL回線 ※WiFi/無線ルーター ※プロバイダー契約は受注者負担 ※回線は監理事務所専用回線とする。</p> <p>○ レーザープリンタ( )</p> <p>機種 ※監理者の指示による ○ その他( )</p> <p>印刷 ※カラー ○ 白黒</p> <p>給紙 ※A3・A4対応 ○ A4対応</p> <p>共用 ※監理者専用 ○ 受注者と共用</p> <p>○ コピー機( )</p> <p>機種 ※監理者の指示による ○ その他( )</p> <p>機能 ※自動原稿送り ※自動給紙 ※自動仕分け ※両面コピー ○ その他( )</p> <p>印刷 ※カラー ○ 白黒</p> <p>給紙 ※A3・A4対応 ○ A4対応</p> <p>共用 ※監理者専用 ○ 受注者と共用</p> <p>○ 電話( ) 共用 ※監理者専用 ○ 受注者と共用</p> <p>○ FAX( ) 共用 ※監理者専用 ○ 受注者と共用</p> <p>○ 複合機( )</p> <p>機種 ※監理者の指示による ○ その他( )</p> <p>機能 ※FAX ※コピー ※スキャナー ※自動原稿送り ※自動給紙 ※自動仕分け ※両面コピー ○ その他( )</p> <p>給紙 ※A3・A4対応 ○ A4対応</p> <p>共用 ※監理者専用 ○ 受注者と共用</p>	<p>7章 鉄骨工事</p> <p>8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事</p> <p>9章 防水工事</p> <p>10章 石工事</p> <p>11章 タイル工事</p> <p>12章 木工事</p> <p>13章 屋根及びとい工事</p> <p>14章 屋根及びとい工事</p> <p>15章 左官工事</p> <p>16章 建具工事</p> <p>17章 カーテンウォール工事</p> <p>18章 塗装工事</p> <p>19章 内装工事</p> <p>20章 ユニット及びその他の工事</p> <p>21章 排水工事</p> <p>22章 舗装工事</p> <p>23章 植栽及び屋上緑化工事</p>	<p>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)</p> <p>項目 特記仕様</p> <p>4章 外壁改修工事</p> <p>1節 共通事項</p> <p>この章は、コンクリート打放し仕上げ外壁、モルタル塗り仕上げ外壁、タイル張り仕上げ外壁及び塗り仕上げ外壁のひび割れ部、欠損部及び浮き部の補修並びに仕上げの改修を行う工事、コート壁、ネット・ピン併用落下防止壁に適用する。 使用材料は、特記仕様材料表の主材料製造所の仕様により実績等の資料を監理者に提出し、確認を受ける</p> <p>【追記】 石張り仕上げ外壁</p> <p>(6) 現況確認・外壁調査 (ア) 外壁調査の適用は下記により、外壁調査方法及び報告は9節による。 ○要 ○否 調査に基づく補修工事については、別途監理者から指示があるまで工事を行ってはならない。 (イ) 既存調査報告書の有無は下記による。 ○有 ○無 (ウ) 外壁仕上材の石綿含有の有無を確認のうえ工事着手前に調査、監理者に報告する。なお、調査方法等は〔改特記-1.5.1〕による</p> <p>外壁改修工法の種類は下記による。 ○コンクリート打放し仕上げ外壁 ○モルタル塗り仕上げ外壁 ○タイル張り仕上げ外壁 ○塗り仕上げ外壁 ○マステック塗材仕上げ外壁 ○コート壁 ○ネット・ピン併用落下防止壁 ●アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (1) コンクリート打放し仕上げ外壁改修工法の適用は下記による。 (ア) ひび割れ部改修工法の種類は下記による。 ○(a) 樹脂注入工法 ○(b) Uカットシール材充填工法 0.2mm以上のひび割れの場合に適用する。 ○(c) シール工法 ひび割れ幅が0.2mm未満の場合に適用する。 ただし、全面防水型複層塗材仕上げをする場合は適用しない。 (ひび割れ部を改修しない。)</p> <p>(2) モルタル塗り仕上げ外壁改修工法の適用は下記による。 (ア) ひび割れ部改修工法の種類は下記による。 ○(a) 樹脂注入工法 ○(b) Uカットシール材充填工法 0.2mm以上のコンクリート躯体を貫通しているひび割れの場合に適用する。 ○(c) シール工法 0.2mm未満のモルタル塗表面のひび割れ及び0.2mm以上のコンクリート躯体を貫通しないモルタル塗表面のひび割れ補修に適用する。 ただし、全面防水型複層塗材仕上げをする場合は適用しない。 (ひび割れ部を改修しない。)</p> <p>(イ) 欠損部改修工法の種類は下記による。 ○(a) 充填工法 欠損部が0.25㎡未満の場合に適用する。 ○(b) モルタル塗替え工法 欠損部が0.25㎡以上の場合に適用する。 (ウ) 浮き部改修工法の種類は下記による。 通常レベルの打撃力によって剥落のおそれのないモルタル浮きの場合 ○(a) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ○(b) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ○(c) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 * (d) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ○(e) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ○(f) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 通常レベルの打撃力によって剥落のおそれのあるモルタル浮きの場合 ○(g) 充填工法 欠損部が0.25㎡未満の場合に適用する。 ○(h) モルタル塗替え工法 欠損部が0.25㎡以上の場合に適用する。</p>
	<p>○ 2.3.1 監理者事務所等</p> <p>※監理者事務所等の維持保全及び美観保持の費用は、受注者の負担とする。 ※監理者事務所は鍵がかけられる仕様とする。 ・ 監理者事務所の内装仕上げ</p> <p>仕上げ</p> <p>床 ビニル床シート張り又はタイルカーペット</p> <p>壁 合成樹脂エマルジョンペイント塗り又はビニルクロス張り</p> <p>天井 化粧石膏ボード又は岩綿吸音板</p> <p>(2) 監理者事務所の備品等の種類及び数量は下記による。( )内は数量を示す。</p> <p>○ 什器</p> <p>○ 机( ) ○ 椅子( ) ○ 会議テーブル( ) ○ 書棚( ) ○ 見本棚( ) ○ 更衣ロッカー( ) ○ 応接セット( ) ○ 洗面設備( ) ○ シンク( ) ○ 白板( ) ○ 図面掛け( )</p> <p>○ 電気製品</p> <p>○ 冷蔵庫( ) ○ 電子レンジ( ) ○ 湯沸器( ) ○ 時計( )</p> <p>○ 工事用</p> <p>○ ゴム長靴( ) ○ 安全靴( ) ○ 雨カッパ( ) ○ 安全帯( ) ○ 懐中電灯( ) ○ ヘルメット( ) ○ 検査道具一式( ) ○ 温湿度計( )</p> <p>○ 事務用品</p> <p>○ 筆記用具 ○ OA用紙(適宜補充) ○ ファイル(適宜補充)</p> <p>○ その他</p> <p>○ 消火器 ○ 日塗工 色見本帳</p> <p>上記に要する費用は、維持運営費・処分費を含め一切受注者の負担とする。</p> <p>監理者事務室には、次のOA環境を整備する。( )内は数量を示す。</p>	<p>上記に要する費用は、維持運営費を含め一切受注者の負担とする。</p> <p>(4) 工事名称などの表示 (ア) 工事用看板の大きさ、書体、仕上げ、位置等はあらかじめ監理者と協議する。 (イ) 設計監理の現場サインは、「NTTファシリティーズ CIデザインマニュアル」による。 仕様 : ステンレス製 カuttingシート貼り 寸法 : W _____ × H _____ 文字数 : _____ 文字程度 (ウ) 仮囲いに、関係法令に定める掲示物のほかの看板等を設置する場所は、監理者と協議する。 (エ) 外部足場外面又は建物外壁面などに、工事名称・発注者・設計監理者・受注者</p> <p>※監理者事務所表示看板 ○完成予想図(1.5m×1.5m程度 1箇所) ○設計監理者、発注者</p> <p>図示による。</p> <p>仮囲い等に仮設ゲートを設置する際は、仮設ゲートとは別にくぐり戸等を取り付け、歩車分離を徹底し、現場従事者の安全動線を明確にすること</p> <p>本工事の施工にあたり、付近住民・隣接建物・工作物・通行人等に対して損害を与えぬように、必要な保護設備を計画し、監理者及び各関係者に確認を得て実施すること。 万一損害を与えた時は、速やかに応急処置や復旧工事等を行い、これに要した費用は受注者の負担とする。</p> <p>4節 仮設物撤去等</p> <p>【追記】 (3) 工事完成後も仮設材(山留・地盤改良材を含む)を残置する場合は、発注者及び土地所有者と合意し、合意した記録を作成すること、また併せて残置図を作成し竣工図に追加すること。</p>	<p>3章 土工事</p> <p>4章 地業工事</p> <p>5章 鉄筋工事</p> <p>6章 コンクリート工事</p>	<p>● 4.1.1 一般事項</p> <p>● 4.1.3 施工一般</p> <p>● 4.1.4 改修工法の種類</p>

	<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第 14884 号</p>	<p>一級建築士登録 第 322651 号 萩原多聞</p> <p>一級建築士登録 第 379205 号 岡本達也</p> <p>一級建築士登録 第 356842 号 里見和則</p>	<p>担当</p>	<p>特記</p> <p>管理番号 3HM-12-OWT-1</p>	<p>工事名</p> <p>大阪市立自然史博物館外壁補修工事</p>	<p>図面名</p> <p>特記仕様書 5</p>	<p>図面番号</p> <p>C-5</p>	<p>区分</p> <p>建築</p>
	<p>大阪府知事登録 (ト) 第 14884 号</p>		<p>3HM-12-OWT-1</p>		<p>大阪府知事登録 (ト) 第 14884 号</p>		<p>縮尺</p>	<p>年月 (西暦表示)</p> <p>2024 年 3 月</p>

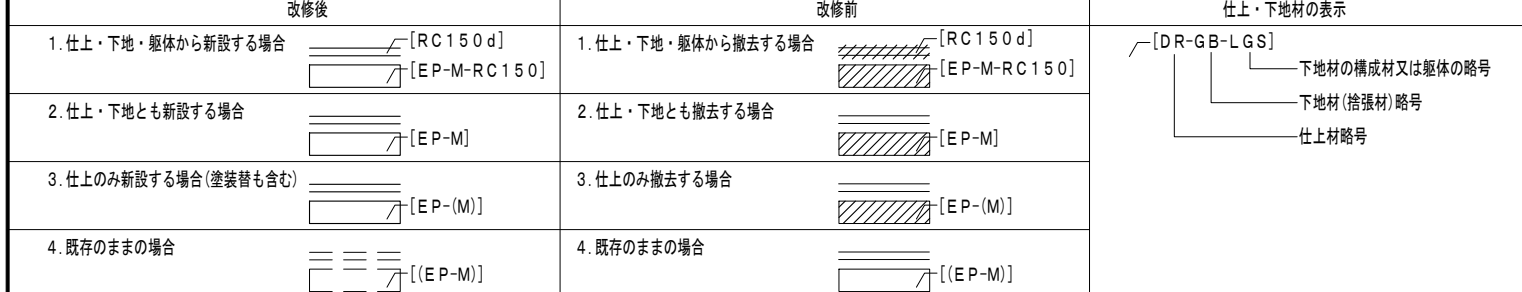
<p>●4.1.5 改修後の塗り仕上げの種類</p>	<p>(3)タイル張り仕上げ外壁改修工法の適用は下記による。 (イ)欠損部改修工法の種類は下記による。 ○(a)タイル部分張替工法 タイルのひび割れ幅が 0.2mm 以上の場合または欠損で下地モルタルがある場合に適用する。 ○(b)タイル張替工法 下地モルタルを含む欠損の場合に適用する。 (ウ)浮き部改修工法の種類は下記による。 ○(a)アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ○(b)アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ○(c)アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ○(d)注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ○(e)注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ○(f)注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 ○(g)注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法 ○(h)タイル部分張替え工法 ○(i)タイル張替え工法 (エ)目地改修工法の種類は下記による。 ○(a)目地ひび割れ部改修工法 ○(b)伸縮調整目地改修工法</p> <p>【追加】 (4)石張り仕上げ外壁改修工法の適用は下記による。 (イ)欠損部改修工法の種類は下記による。 (ウ)浮き部改修工法の種類は下記による。 ●アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 注入孔の穿孔の深さは、ピンの長さ+10mm 程度とする 注入作業前に、注入孔の乾燥状態を確認する 注入箇所 1 箇所当りのエポキシ樹脂量は、浮きの状況の応じて判断する 注入の際には、急激な圧力を加えないよう注意する 樹脂注入については、浮きが何層あっても最下層部より順位注入する あふれ出た樹脂は、作業小手にてキャップ部の外側から中心に向かってすくい取る 酸洗浄を行った場合には完全中和を行う (エ) 工法等は製造所仕様とし、製造所の指定する専門工事業者により施工する。 (オ) 施工手順は以下とする。 ①湿式二軸低騒音ドリルにて穿孔作業を行う ②面取り作業を行う。 ③樹脂注入 ④ピンニング作業を行う。</p> <p>改修後の新規仕上げの種類は下記による。 ○(ア)薄付け仕上げ塗材塗り ○(イ)厚付け仕上げ塗材塗り * (ウ)複層仕上げ塗材塗り ○(エ)可とう形改修用仕上げ塗材塗り ○(オ) マスチック塗材塗り ○(カ) 外壁用塗膜防水材塗り</p> <p>【追加】 ●外壁タイル保護塗装工法 特記仕様材料表による。 施工前に石の洗浄を行う。</p>	<p>○4.2.5 樹脂注入工法</p> <p>○4.2.6 Uカットシール材充填工法</p> <p>○4.3.5 材料</p> <p>○4.3.10 モルタル塗替え工法</p> <p>○4.3.11 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</p> <p>○4.3.12 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</p> <p>○4.3.13 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</p> <p>○4.3.14 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</p> <p>○4.3.15 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</p>	<p>(2)注入工法は下記による。 * (ア)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○(イ)手動式エポキシ樹脂注入工法 ○(ウ)機械式エポキシ樹脂注入工法 (3)(イ)自動式低圧エポキシ樹脂注入工法の注入間隔は下記による。 * 200～300mm 間隔 ○ _____mm (カ)注入量は下記による。 ○ _____g/箇所 (4)(ア)手動式エポキシ樹脂注入工法の注入間隔は下記による。 * 200～300mm 間隔 ○ _____mm (5)(ア)機械式エポキシ樹脂注入工法の注入間隔は下記による。 * 200～300mm 間隔 ○ _____mm (6)(a)ひび割れ部の注入状況の確認はコア抜き取りとし、適用は下記による。 ○要 * 否 (c)コア抜き取り部分の補修は無収縮モルタルにて埋め戻し、隙間はエポキシ樹脂を注入する。 (7)漏水試験の要否は下記による。 * 要 ○ 否 (a)注入したひび割れに沿って少量の水による簡易な漏水試験を実施して、充填漏れのないことを確認する。 (b)漏水試験箇所は監理者の指示による。 (c)漏水により通信機器などに障害を与えるおそれがある場合には、十分な養生を行ったうえで、さらに監視員を配置し監視しながら実施する。 (d)充填部分の不足が発見された場合には再注入を行う。</p> <p>(3)(ア)(c)シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルを充填する場合は下記による。 * 要 ○ 否</p> <p>3 節—モルタル塗り仕上げの外壁改修 (5)(ア)モルタル塗替え工法に使用する材料は下記による。 ○現場調査材料 ○既調査合材料 (b)既調査合材料は下記による。 ○ _____ (カ)既成目地材の適用および形状は下記による。 * 設計図による ○ _____ (イ)ポリマーセメントスラリーは下記による。 ○ _____</p> <p>(7)(ウ)注入口付アンカーピンの仕様は特記仕様材料表による。</p> <p>(3)(ア)仕上げ厚または全塗厚が 25mm を超える場合の処置はステンレス製アンカーピンを打ち込み、ステンレス製ラスを張るか、溶接金網、ネット等を取り付け、安全性を確認したうえでモルタルを塗り付ける。</p> <p>(7)充填量は下記による。 ○浮き代が1mm 未満 : 注入口1箇所当たり 25mL 充填する ○浮き代が1mm 以上 : アンカーピン中心から半径10cm以上となるように充填する ○充填量 : _____mL/箇所</p> <p>(6)充填量は下記による。 ○浮き代が1mm 未満 : 注入口1箇所当たり 25mL 充填する ○浮き代が1mm 以上 : 全面に充填されるように充填する ○充填量 : _____mL/箇所</p> <p>(4)充填量は下記による。 ○浮き代が1mm 未満 : 注入口1箇所当たり 50mL 充填する ○浮き代が1mm 以上 : 全面に充填されるように充填する ○充填量 : _____mL/箇所</p> <p>(9)充填量は下記による。 ○浮き代が1mm 未満 : 注入口1箇所当たり 25mL 充填する ○浮き代が1mm 以上 : アンカーピン中心から半径10cm以上となるように充填する ○充填量 : _____mL/箇所</p> <p>(6)充填量は下記による。 ○浮き代が1mm 未満 : 注入口1箇所当たり 25mL 充填する ○浮き代が1mm 以上 : 全面に充填されるように充填する ○充填量 : _____mL/箇所</p>	<p>○4.3.16 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</p> <p>○4.4.5 材料</p> <p>○4.4.7 タイル部分張替え工法</p> <p>○4.4.8 タイル張替え工法</p> <p>○4.4.15 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法</p> <p>○4.4.17 既存タイル等の撤去及び補修</p> <p>○4.4.18 透明樹脂ピン固定剥落防止工法</p> <p>○4.5.2 材料</p> <p>○4.5.4 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整</p>	<p>(4)充填量は下記による。 ○浮き代が1mm 未満 : 注入口1箇所当たり 50mL 充填する ○浮き代が1mm 以上 : 全面に充填されるように充填する ○充填量 : _____mL/箇所</p> <p>4 節—タイル張り仕上げ外壁の改修 (4)(ア)タイル張替え工法及びタイル部分張替え工法用接着剤の種類は下記による。 * 有機系接着剤 ○ _____ (イ)(ウ)タイル仕様・役物の適用は下記によるほか、特記仕様材料表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>形状・寸法</th> <th>種類</th> <th>役物</th> <th>耐凍害性</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○磁器質品</td> <td>○有</td> <td>○有</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○陶器質</td> <td>○無</td> <td>○無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>耐滑り性: 色 : ○標準色 ○特別色 きじの質:</p> <p>(1) 既存の下地モルタル等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が 0.25 m<sup>2</sup>を超える場合は、下記による。 ○設計図による ○ _____</p> <p>(2)(ア)目地の位置は表 4.4.2 によるほか下記による。 ○設計図による ○ _____</p> <p>(3)タイルの試験張り、見本焼き、予備品等の要否は下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見本焼き ○する *しない 試験張り ○する *しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)注入口付アンカーピンの本数は下記による。 ○設計図による ○ _____</p> <p>(1)既存タイル面等でひび割れ部、欠損部、浮き部等は撤去の上、既存と同等品で補修または樹脂モルタル等で補修を行なう。なお、既存と同等品で補修する場合、張替え面積 0.25 m<sup>2</sup>を超える補修は有機系接着剤貼り工法により行う。</p> <p>(1)補修は専門業者の責任施工とし、専門業者は特記仕様材料表による。 (2)耐候性は、耐候形 1 種(シリコン程度)とする。 (3)既存タイル面のひび割れ部、欠損部、浮き部の補修は製造所の仕様によるほか、4.4.17 による。</p> <p>5 節—仕上げ塗材仕上げ外壁等の改修 (2)仕上げ塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状及び工法は下記による。 種類 : 薄付け仕上げ塗材 ○外装薄塗材 E 複層仕上げ塗材 ○防水形複層塗材 E * 防水形複層塗材 RE (透湿性:*あり ○なし) 仕上げの形状 : ○凸部処理 ○凹凸状 ○ゆず肌状 工 法 : ○吹付け ●ローラー</p> <p>(3)複層仕上げ塗材及び可とう形改修塗材の耐候性は下記による。 * 耐候型1種 ○耐候型2種 ○耐候型3種</p> <p>(4)複層仕上げ塗材及び可とう形改修塗材の上塗材は下記による。 ○防水形複層塗材 E 触媒:水系 樹脂:アクリルシリコン系 外観:○全つや ○7 分つや ○5 分つや * 防水形複層塗材 RE 触媒:水系 樹脂:アクリルシリコン系 外観:○全つや ○7 分つや ○5 分つや</p> <p>(1)既存塗膜の劣化部の除去、下地処理及び下地調整の工法は下記による。 通信機器収容室等に面する外壁面の場合 ○サンダー工法(表 4.5.4) ○塗膜はく離剤工法(表 4.5.6) * 水洗い工法(表 4.5.7) 上記以外の外壁面の場合 ○サンダー工法(表 4.5.4) ○高圧水洗工法(表 4.5.5) ○塗膜はく離剤工法(表 4.5.6) * 水洗い工法(表 4.5.7)</p>	形状・寸法	種類	役物	耐凍害性	その他		○磁器質品	○有	○有			○陶器質	○無	○無		施工箇所	区分		見本焼き ○する *しない 試験張り ○する *しない	<p>(2)下地調整材は下記による。 * 下地調整塗材 ○ポリマーセメントモルタル ○防水形仕上げ塗材主材 (3)(ア)サンダー工法の処理範囲は下記による。 ○設計図による * 既存仕上げ面全面 ○ _____ 下地処理の適用は下記による。 * 行う ○行わない (4)(ア)高圧水洗工法の処理範囲は下記による。 ○設計図による * 既存仕上げ面全面 ○ _____ 下地処理の適用は下記による。 * 行う ○行わない (5)(ア)塗膜はく離剤工法の処理範囲は下記による。 ○設計図による * 既存仕上げ面全面 ○ _____ 下地処理の適用は下記による。 * 行う ○行わない (6)(ア)水洗い工法の処理範囲は下記による。 ○設計図による * 既存仕上げ面全面 ○ _____ 下地処理の適用は下記による。 * 行う ○行わない</p> <p>6 節—マスチック塗材塗り仕上げ外壁等の改修 (2)種別は下記による。 ○A種 ○B種 つや有合成樹脂エマルジョンペイントの種類は下記による。 種類: _____</p> <p>7 節 外壁用塗膜防水材による改修 (2)仕上げの形状及び工法は下記による。 仕上げの形状 : ○凸部処理 ○凹凸状 ○ゆず肌状 ○さざ波状 工 法 : ○吹付け ○ローラー</p> <p>(4)仕上げ塗料の対候性は下記による。 * 耐候型1種 ○耐候型2種 ○耐候型3種</p> <p>(4)下地挙動緩衝材を用いる場合は下記による。 ○設計図による ○ _____</p> <p>(5)下地挙動緩衝材を用いる場合は下記による。 ○設計図による ○ _____</p> <p>8 節 既存建物等外壁調査 (1)調査項目は[改追建-4.8.2]によるほか下記による。 ○コート壁および鋼板パネルの取付下地材等の劣化 ○飾り樹内部の躯体劣化状況及び呼び縫回りの止水状況について飾り樹を取外して確認する ○既存外壁材で複数の種類が重なっている場合の層構成 ○ _____</p> <p>○4.8.6 記録及び報告 外壁調査報告書は[改追建-4.8.6]によるほか下記による。 (1)外壁劣化状況報告書(提出) * 足場設置後 20 日以内(速報版 10 日以内) ○ _____ (3)図面作成はCAD[改特記-1.9.2]により行い、CAD及びPDFデータを提出する。</p> <p>9 節—コート壁改修工事 (1)この節は、タイル、アルミパネル、アルミスバンドレル、セメント中空押出成形板等の外装材および取付け用下地材を用いて構成する外壁の二重壁(コート壁)工事に適用する。 (2)本工事はコート壁に関連のある金属製建具、笠木、シーリング材、その他関連製造所の担当技術者の緊密な連携のもとに実施する。 (3)下記各項によるほか本工事仕様書の[改標仕 3 章 防水改修工事]および[標準仕様書 10 章 石工事、11 章 タイル工事、14 章 金属工事、16 章 建具工事]、その他各該当項目を適用する。</p> <p>○4.9.2 施工計画 工事の施工に先立ち、工場加工要領等を盛り込んだ施工計画書を作成し監理者の確認を受ける。</p> <p>○4.9.3 材料 (1)タイルコート壁、アルミパネルコート壁、セメント中空押出成形板コート壁の特記仕様材料表は下記による。 ○タイルコート壁 ○アルミパネルコート壁 ○セメント中空押出成形板コート壁</p>
形状・寸法	種類	役物	耐凍害性	その他																					
	○磁器質品	○有	○有																						
	○陶器質	○無	○無																						
施工箇所	区分																								
	見本焼き ○する *しない 試験張り ○する *しない																								
	<p>株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト)第 14884 号</p>	<p>一級建築士登録 第 322651 号 萩原多聞 一級建築士登録 第 379205 号 岡本達也 一級建築士登録 第 356842 号 里見和則</p>	<p>担当</p>	<p>特記 管理番号 3HM-12-OWT-1</p>	<p>工事名 大阪市立自然史博物館外壁補修工事</p>	<p>図面名 特記仕様書 6 縮尺</p>	<p>図面番号 C-6 区分 建築 年月(西暦表示) 2024 年 3 月</p>																		



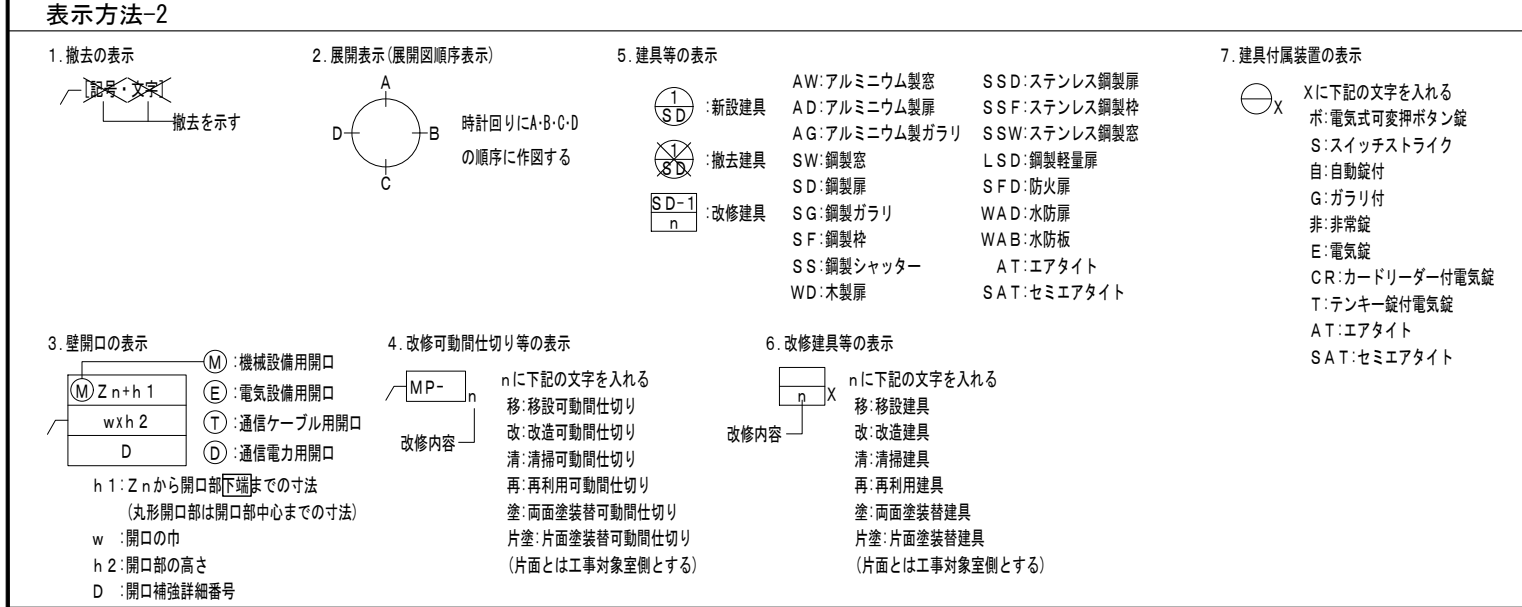
図面リスト				建物概要表		仕上り記号・略号										
C-01	特記仕様書-1	D-01	図面リスト・凡例・配置図	参-01	参考図：仮設計画図	工事場所	大阪市東住吉区長居公園-23	略号	材料名称	略号	材料名称	略号	材料名称	略号	材料名称	
C-02	特記仕様書-2	D-02	全体平面図			敷地面積	6,743.68 m <sup>2</sup>	R C	鉄筋コンクリート	改A防水	改質アスファルトシート防水	GBR	石こうボード	E P	合成樹脂エマルジョンペイント塗	
C-03	特記仕様書-3	D-03	1階平面図			用途地域	第一種住居地域	L C	軽量コンクリート	複合防水	複合塗膜防水	GBD	化粧石こうボード	E P G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗	
C-04	特記仕様書-4	D-04	2階平面図			地区・地域	準防火地域	高圧B	高圧コンクリートブロック	P防水①	ウレタンゴム系塗膜防水	GBS	シーリング石こうボード	C M	シーリングマジック塗装	
C-05	特記仕様書-5	D-05	3階平面図			その他条項	--	断熱B	断熱コンクリートブロック	P防水②	ポリマーセメント系塗膜防水	GBF	強化石こうボード	特 P	特殊塗料塗	
C-06	特記仕様書-6	D-06	屋上平面図			主要用途	博物館	保護B	アスファルト防水保護仕上げ材	P防水③	アクリル樹脂系塗膜防水	GBNC	不燃積層石こうボード	1 U	水性ウレタン樹脂塗	
C-07	特記仕様書-7・特記仕様材料表	D-07	立面図(南・北)			建築面積	4,392.67 m <sup>2</sup>	R Cコテ	鉄筋コンクリート金ゴテ押エ	P防水④	アスファルト系塗膜防水	F K	ケイ酸カルシウム板	A B	アンカーボルト	
		D-08	立面図(西・東)			延床面積	7,066.01 m <sup>2</sup>	P C	プレキャストコンクリート	S防水	合成高分子系ルーフィングシート防水	D R	岩綿吸音板	拡張 A B	あと施工アンカー-金属拡張型	
		D-09	立面詳細図(南)			構造・規模	RC造 -1+3	S	鋼製および鋼製下地	R D	ルーフトレイン	V C	ビニルクロス	葉液 A B	あと施工アンカー-葉液固定形	
		D-10	立面詳細図(北)			建設年	新築:1971年 増築(新館):1998年	LGS	軽量鉄骨下地(壁・天井)	P N	ピンネット工法	塩ビ S	塩化ビニル樹脂系フィルム	V B	ベネシャンブラインド	
		D-11	立面詳細図(西)			改修工事	自然史博物館外壁改修その他工事:2013年	SUS	ステンレス鋼	V S	ビニル床シート	F S	無石棉フレキシブル板	T B	縦型ブラインド	
		D-12	立面詳細図(東)			<b>工事概要表</b>		M	モルタル塗	NVS	ノンスリップビニル床シート	G W	グラスウール	R B	ロールブラインド	
		D-13	詳細図			対象階	工事種別	工事内容	防 M	防水モルタル	L M	リノリウム	GWB	グラスウール吸音ボード	VBB-TBB-RBB	各種ブラインドボックス
									調整M	下地調整モルタル	V T	ビニルタイル	P F	ポリスチレンフォーム保温板	C	カーテン
									樹脂M	樹脂モルタル	耐酸VT	耐酸ビニルタイル	F A	フリーアクセス床	M P	可動間仕切り(鋼製パネル式)
									無 M	無収縮モルタル	帯電VT	帯電防止ビニルタイル	KFA	簡易二重床	A P	可動間仕切り(アルミスタッド式)
									f b	平鋼(フラットバー)	TCP	タイルカーベット	TFA	通信機械室用二重床	L P	ローパーティション
									PL	鋼板	塗床	塗床材	防水S	防水型複層仕上塗材	V P	硬質ポリ塩化ビニル管
									CPL	綿鋼板	防塵P	防塵塗装	タイルS	一般形複層仕上塗材	EXPJ	エキスパンションジョイント
									BPL	ベースプレート	M T	モザイクタイル	リンスS	外装薄付け仕上塗材		
									SGP	配管用炭素鋼鋼管(白又は黒ガス管)	□ T	□角タイル	SOP	合成樹脂調合ペイント塗		
									A防水	アスファルト防水	軟 V	軟質ビニル巾木	D P	耐候性塗料塗		

一般事項			
補修範囲	模様替・改修に伴う撤去の範囲は最小限に止めるものとする。	幅木	特記なき限り<2-11-1>K h=60とする。
補修方法	特記なき部分の模様替・改修に伴う補修及び破損箇所の補修は既存仕上に倣い補修する。	軽量鉄骨間仕切	特記なき限り<2-2-1-1>Kによる。
塗装替	亀裂その他傷については、補修の後塗装を行う。	間仕切取合部	特記なき限り<2-2-4-0>Kによる。
内装仕上材料	特記なき限り内装材料は、ホルムアルデヒド放散等級がF☆☆☆☆を使用する。	天井目地	特記なき限り<3-11-2・4・6・8>Kによる。
あと施工アンカー	特記なき限り金属拡張形とする。	金属製天井下地	特記なき限り<F-311.01-3・4>による。
		室名札・文字書	特記なき限り<0-051・01>による。

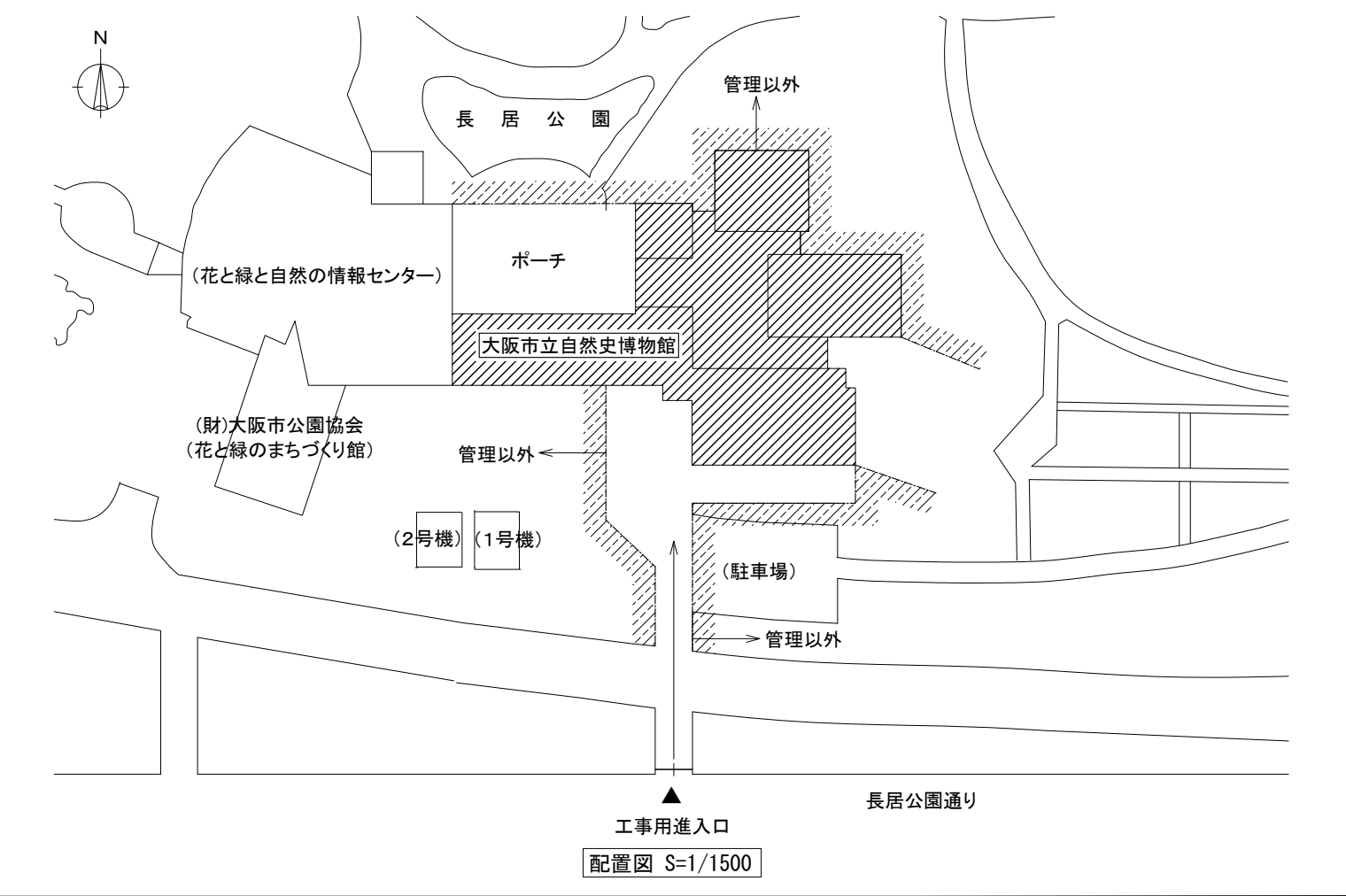
**改修・撤去に用いる表示方法** (注:改修前図は現況図および撤去図を兼ねる。)



表示方法-1							
(( ))	別途工事	←φ→	仕上・下地区分、施工区分等を示す	▽	室名札	[M]	床化粧改め口
( )	既存部分及び概略寸法	□	工事対象室及び工事対象部分	▽	室名札(絵文字を使用する場合)	(M)	床改めマンホール
< >	NTT-F 建築詳細図集 2001	XXXXXX	乾式耐火間仕切	▽	シーリング		
< > 90	NTT 建築詳細図集 90	////	軽量鉄骨造間仕切	▽	ベネシャンブラインド		
< > K	国文省営繕部監修 建築工事標準詳細図		A L C壁	▽	K		
<< >>	本設計図における呼出し図面	▽	室名文字書	⊗	ルーフトレイン		

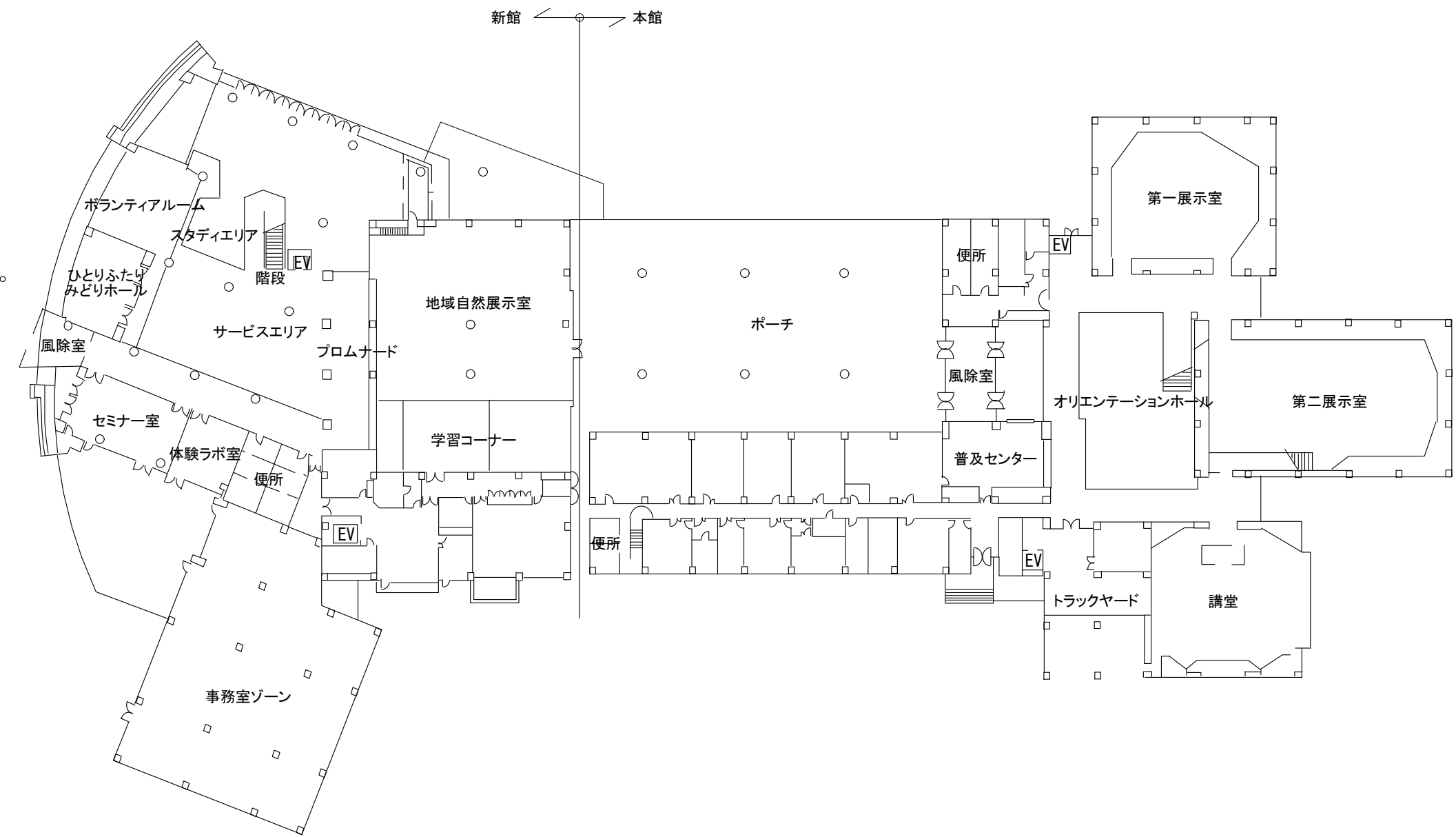


**特記事項**  
**貸与資料**  
 保守点検報告書(建築物定期点検) 請負者:商船三井興産(株) 実施日:2023年1月実施  
 作業報告書(外壁赤外線検査作業) 請負者:商船三井興産(株) 実施日:2023年3月実施

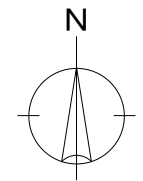


NTTファシリティーズ	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録(ト)第14884号	一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞	一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也	担当	特記	工事名	図面番号	区分
		一級建築士登録 第 356842号 里見 和則			管理番号	大阪市立自然史博物館外壁補修工事	D-01	建築
					3HM-12-0ZD-1		年月	2024年 3月





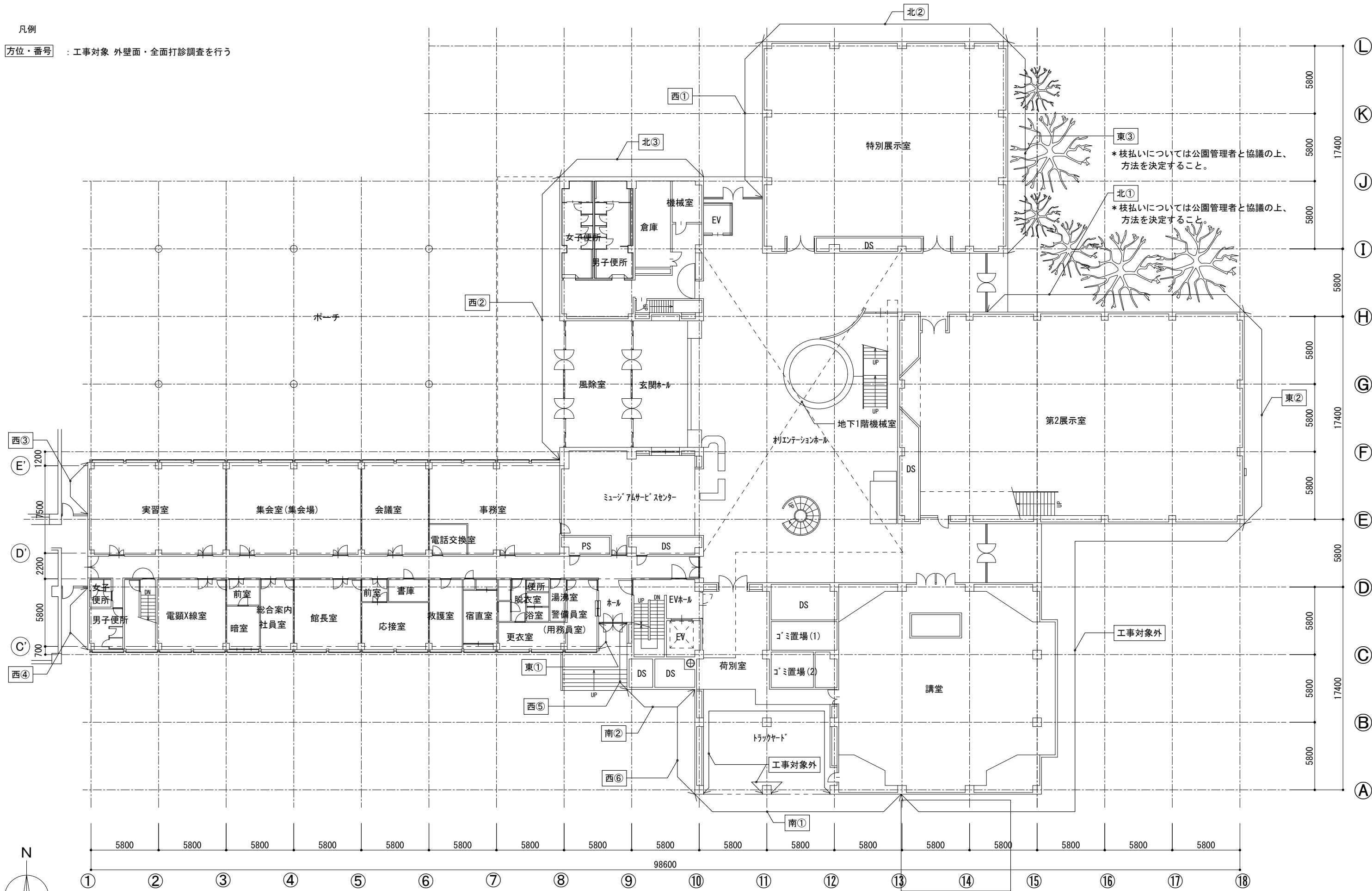
全体平面図 S=1/600



	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 大阪府知事登録 (ト) 第14884号	一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞 一級建築士登録 第 356842号 里見 和則	一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也	担当	特記 管理番号 3HM-12-0ZD-1	工事名 大阪市立自然史博物館外壁補修工事	図面名 全体平面図	図面番号 D-02	区分 建築
	縮尺 A1: 1/ A3: 1/600		年月 2024年 3月		株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 2023.10				

凡例

方位・番号 : 工事対象 外壁面・全面打診調査を行う



1階平面図 S=1/300



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
 一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也  
 担当

特記  
 管理番号 3HM-12-0ZD-1

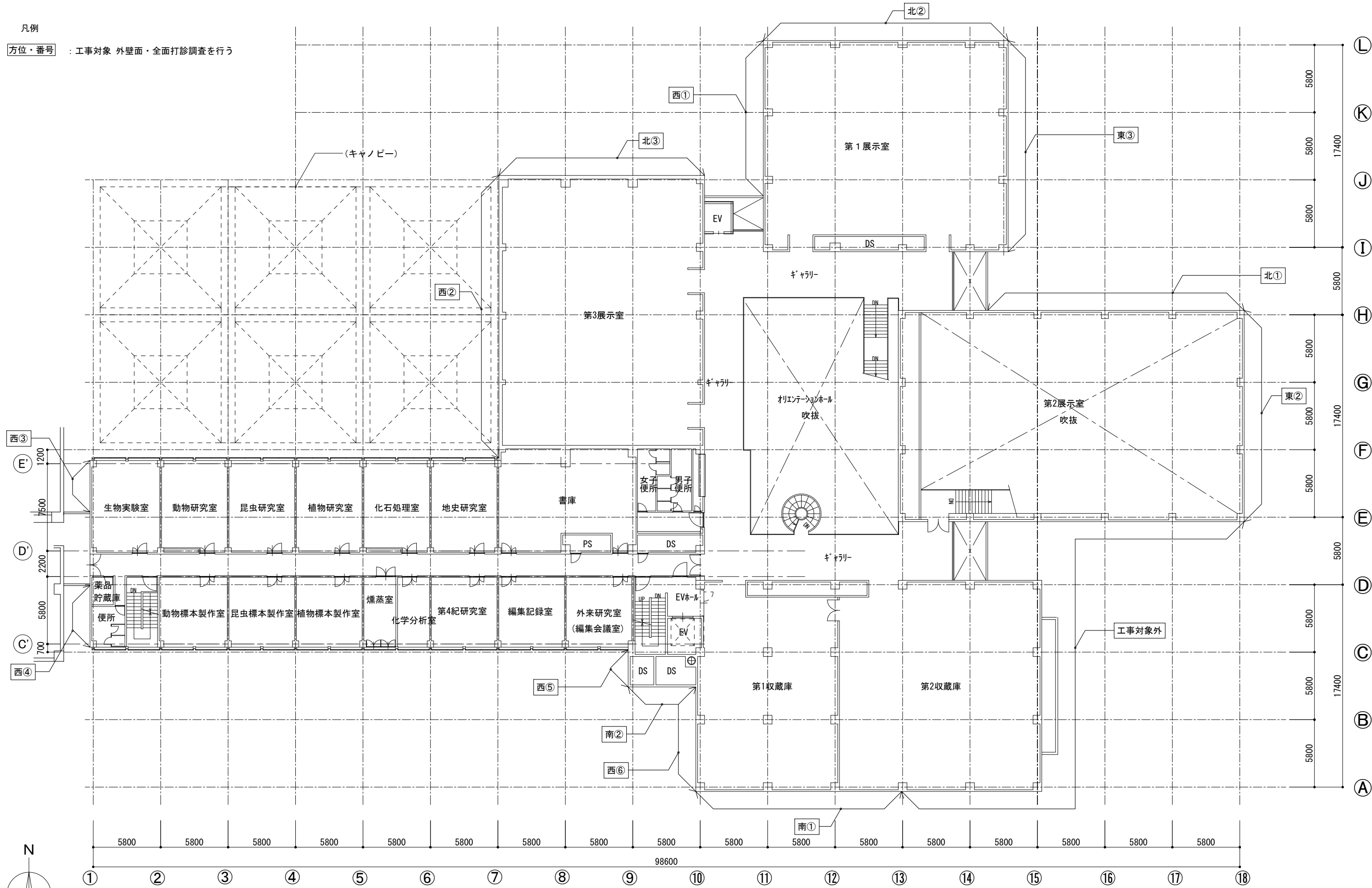
工事名  
 大阪市立自然史博物館外壁補修工事

図面名 1階平面図  
 図面番号 D-03  
 縮尺 A1: 1/ 年 2024年 3月  
 A3: 1/300

区分 建築  
 年月 2024年 3月  
 株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 西日本事業本部 2023.10

凡例

方位・番号 : 工事対象 外壁面・全面打診調査を行う



2階平面図 S=1/300



株式会社NTTファシリティーズ  
一級建築士事務所 西日本事業本部  
大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也

担当

特記

管理番号 3HM-12-0ZD-1

工事名

大阪市立自然史博物館外壁補修工事

図面名

2階平面図

図面番号

D-04

区分

建築

縮尺

A1: 1/

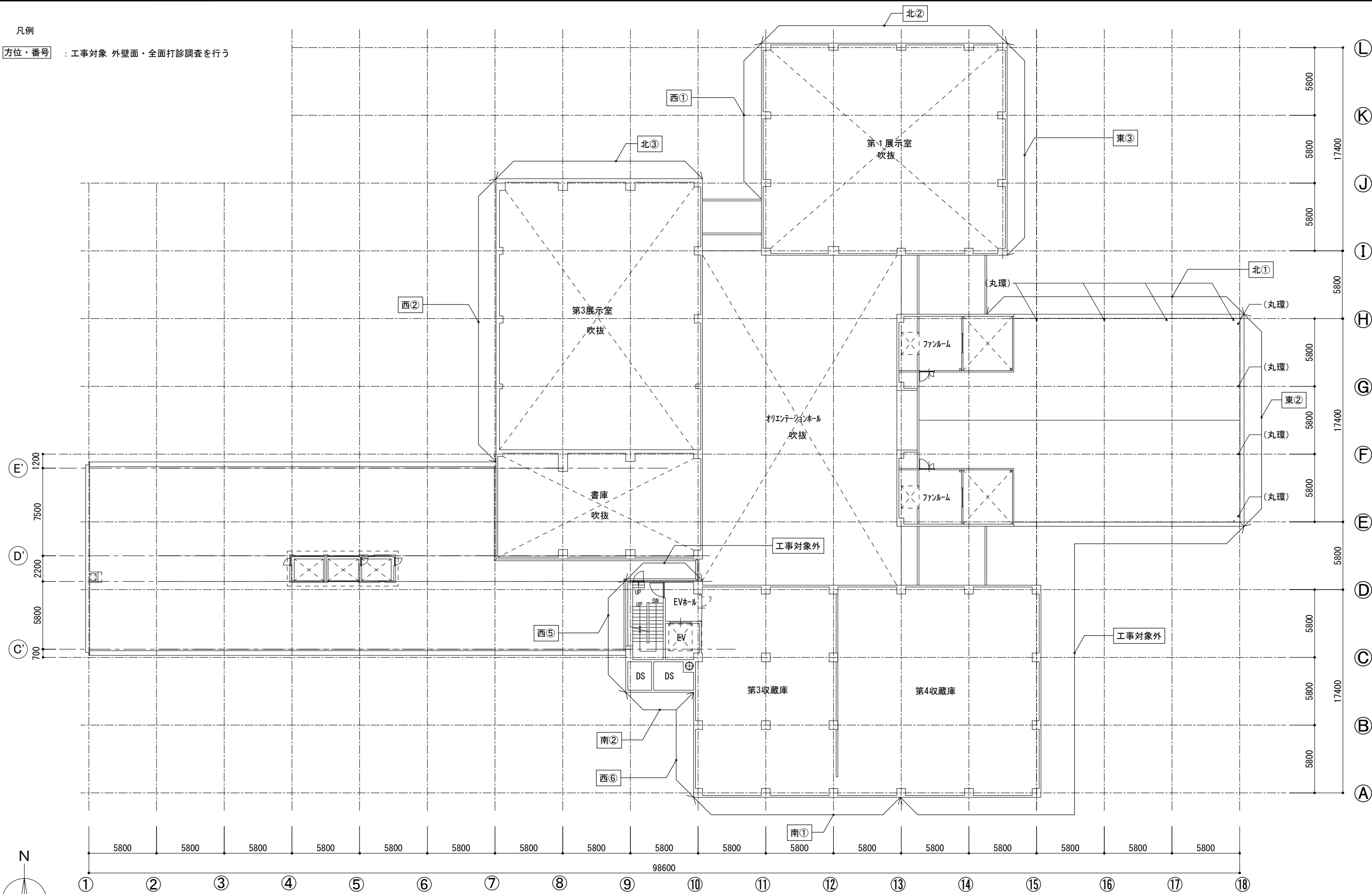
A3: 1/300

年月

2024年 3月

凡例

方位・番号 : 工事対象 外壁面・全面打診調査を行う



3階平面図 S=1/300



株式会社NTTファシリティーズ  
 一級建築士事務所 西日本事業本部  
 大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
 一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也

担当

特記

管理番号 3HM-12-02D-1

工事名

大阪市立自然史博物館外壁補修工事

図面名

3階平面図

図面番号

D-05

区分

建築

縮尺

A1: 1/

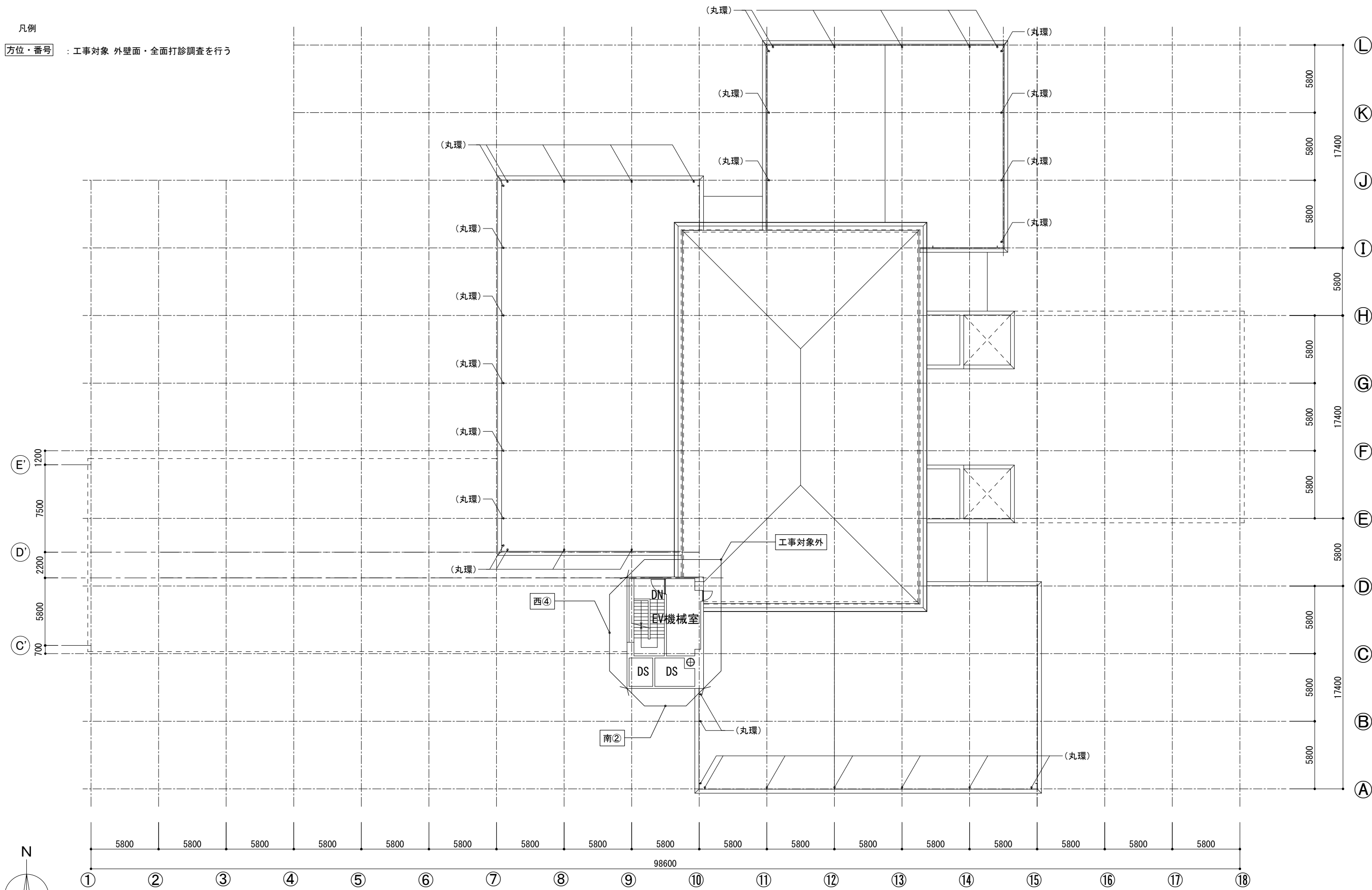
A3: 1/300

年月

2024年 3月

凡例

方位・番号 : 工事対象 外壁面・全面打診調査を行う



屋上平面図 S=1/300



株式会社NTTファシリティーズ  
一級建築士事務所 西日本事業本部  
大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也

担当

特記

管理番号 3HM-12-0ZD-1

工事名

大阪市立自然史博物館外壁補修工事

図面名

屋上平面図

図面番号

D-06

区分

建築

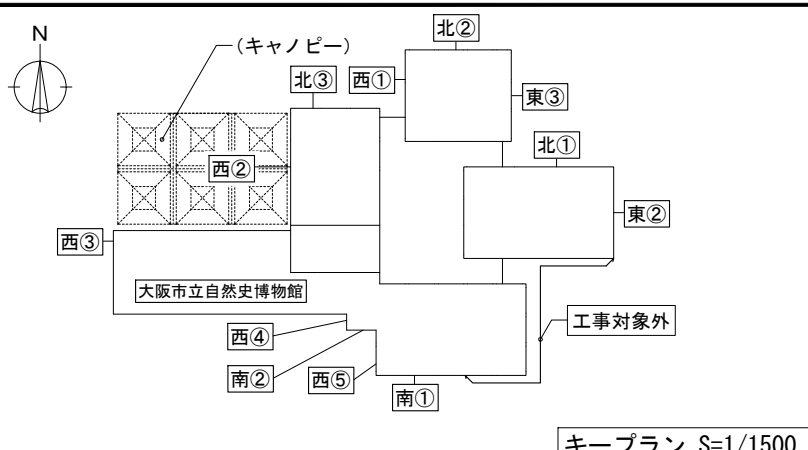
縮尺

A1: 1/

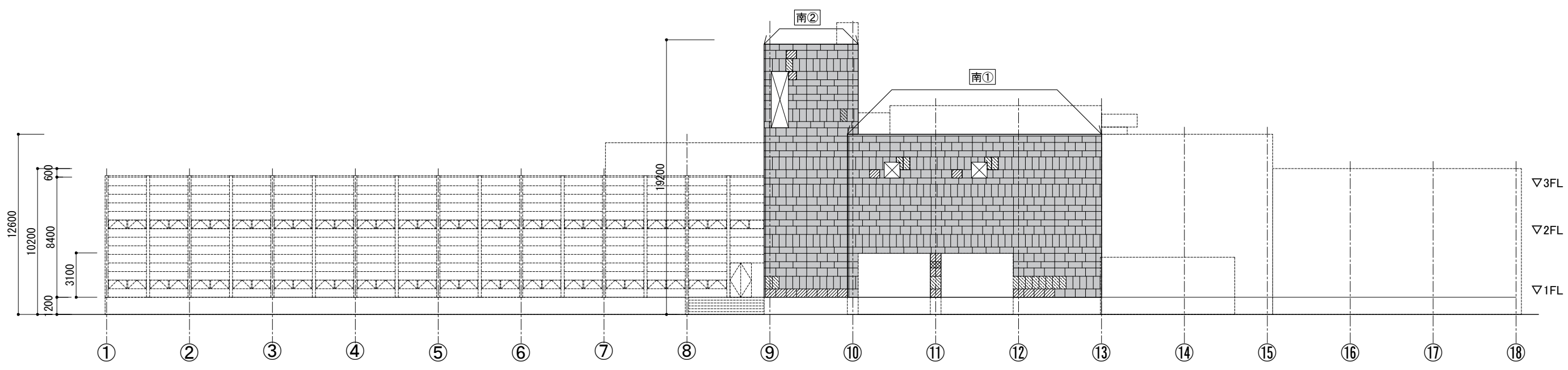
A3: 1/300

年月

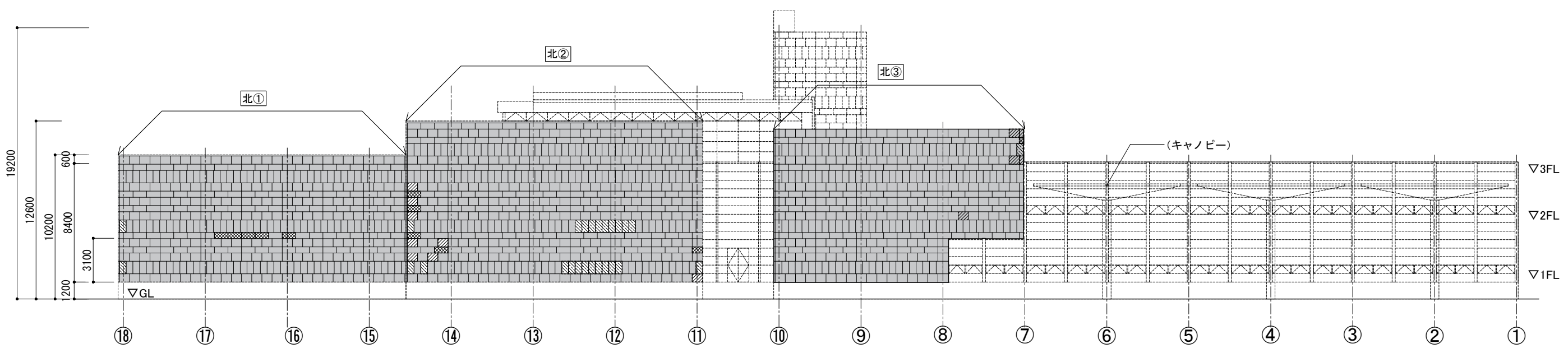
2024年 3月



外壁補修数量表					
石貼り大きさ	数量 (枚)		ピン本数	補修工法	
	南面	北面			
①	720 x 585	19	5	2	アンカーピンング部分 エポキシ樹脂注入工法
②	960 x 435	1	8	2	ピン1本/500mm角程度で補強 <<D-13-A>>
③	475 x 885	12	14	2	
④	720 x 585	2	7	7	アンカーピンング部分 エポキシ樹脂注入工法
⑤	960 x 435	0	3	7	ピン1本/250mm角程度で補強 <<D-13-B>>
⑥	475 x 885	5	12	7	補強後、外壁タイル保護塗装工法を行う。
打診を行う範囲			報告書を作成し監理者と協議する		
石貼り大きさは標準寸法であり、場所によっては相違があります。					
コーン破壊を考慮したピン配置とする。					



南側立面図 S=1/300



北側立面図 S=1/300



株式会社NTTファシリティーズ  
一級建築士事務所 西日本事業本部  
大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也

担当

特記

管理番号 3HM-12-02D-1

工事名

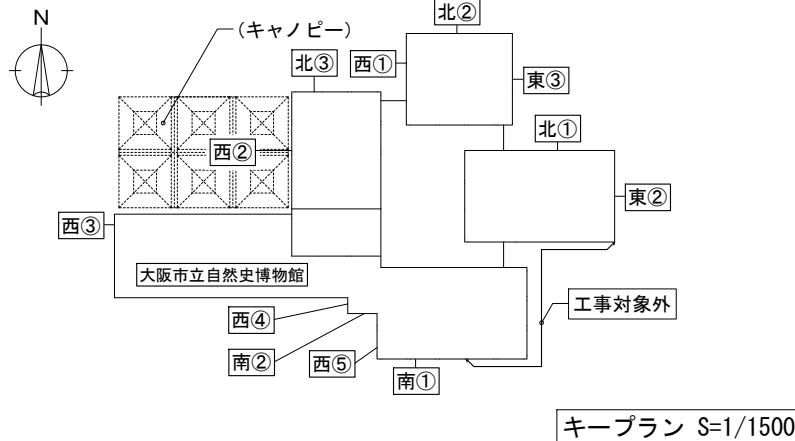
大阪市立自然史博物館外壁補修工事

図面名 立面図 (南・北)

縮尺 A1: 1/ 300 A3: 1/ 100

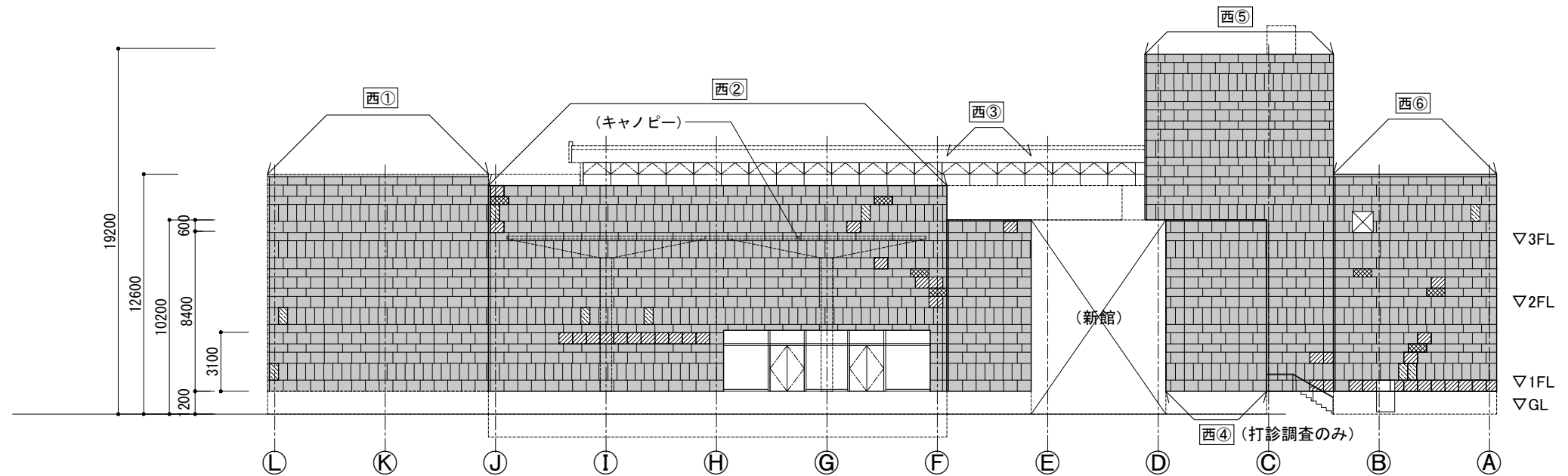
図面番号 D-07 区分 建築

年月 2024年 3月

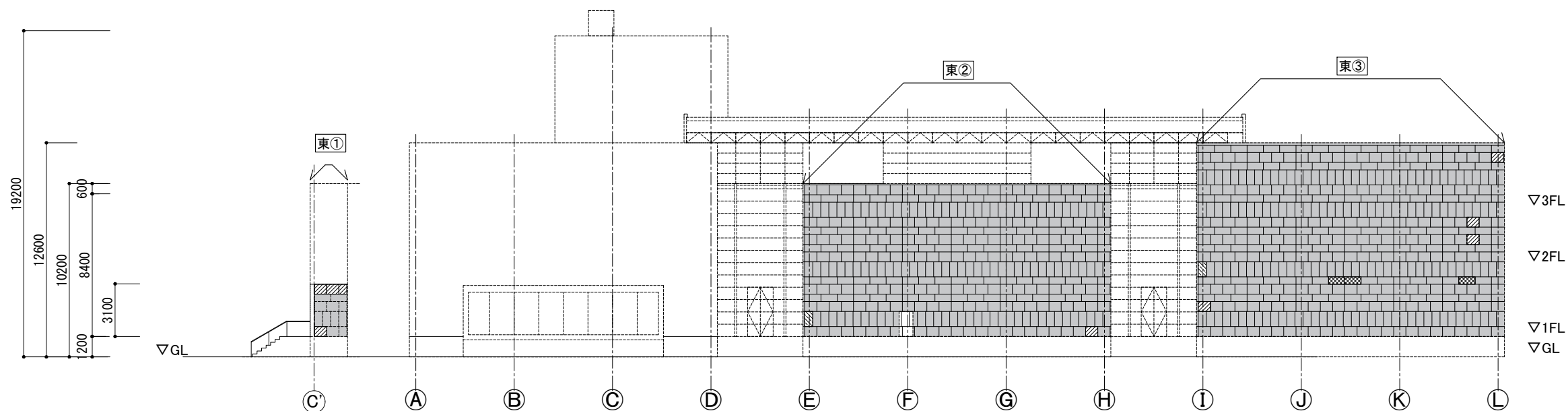


外壁補修数量表					
石貼り大きさ	数量 (枚)		ピン本数	補修工法	
	西面	東面			
①	720 x 585	17	8	2	アンカーピン部分 エポキシ樹脂注入工法
②	960 x 435	4	3	2	ピン1本/500mm角程度で補強 <<D-13-A>>
③	475 x 885	3	2	2	
④	720 x 585	19	1	7	アンカーピン部分 エポキシ樹脂注入工法
⑤	960 x 435	3	0	7	ピン1本/250mm角程度で補強 <<D-13-B>>
⑥	475 x 885	6	0	7	補強後、外壁タイル保護塗装工法を行う。
打診を行う範囲			報告書を作成し監理者と協議する		
石貼り大きさは標準寸法であり、場所によっては相違があります。					
コーン破壊を考慮したピン配置とする。					

キープラン S=1/1500



西側立面図 S=1/300



東側立面図 S=1/300



株式会社NTTファシリティーズ  
一級建築士事務所 西日本事業本部  
大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也

担当

特記

管理番号 3HM-12-0ZD-1

工事名

大阪市立自然史博物館外壁補修工事

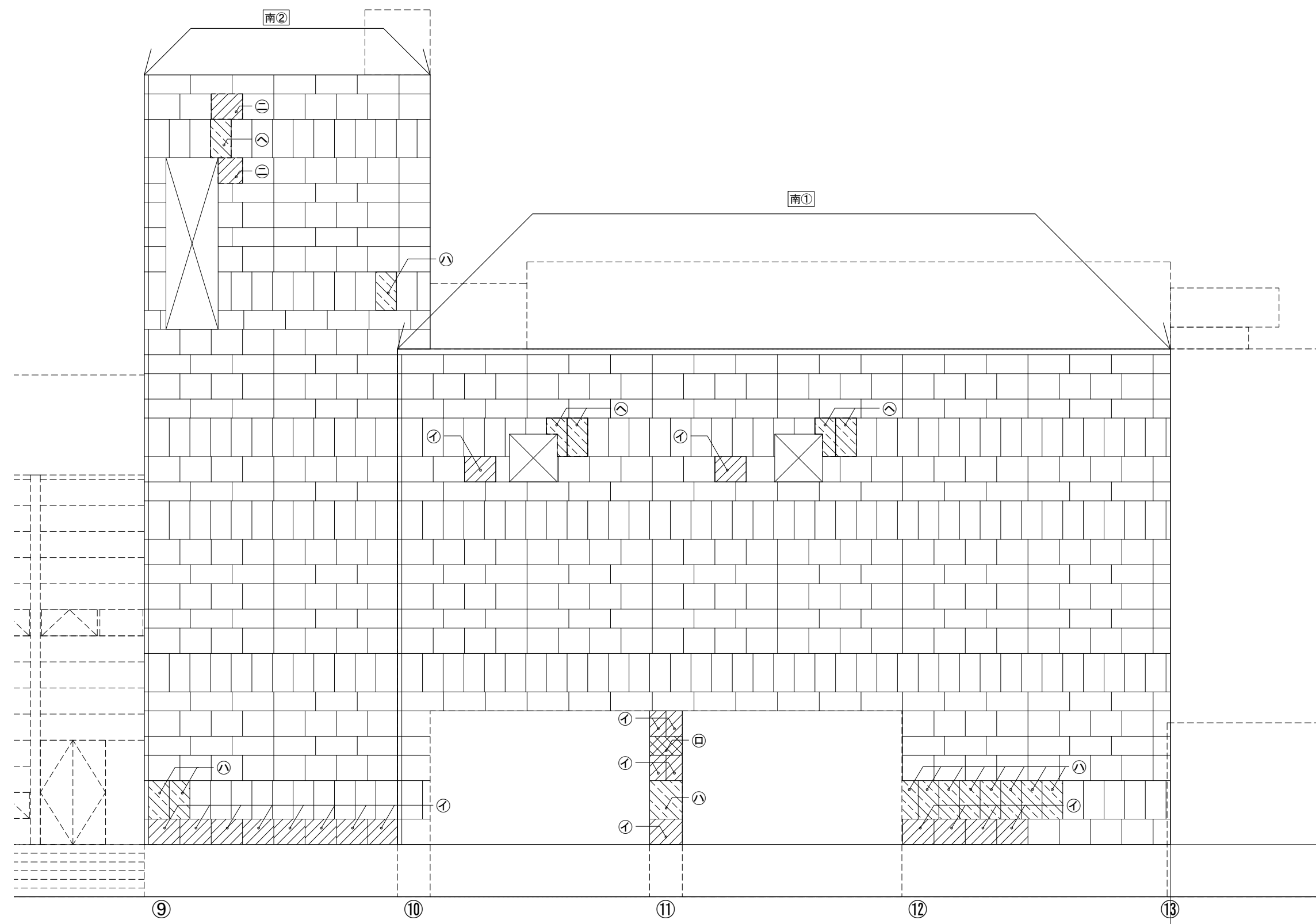
図面名 立面図 (西・東)

縮尺 A1: 1/300 A3: 1/100

図面番号 D-08

区分 建築  
年月 2024年 3月

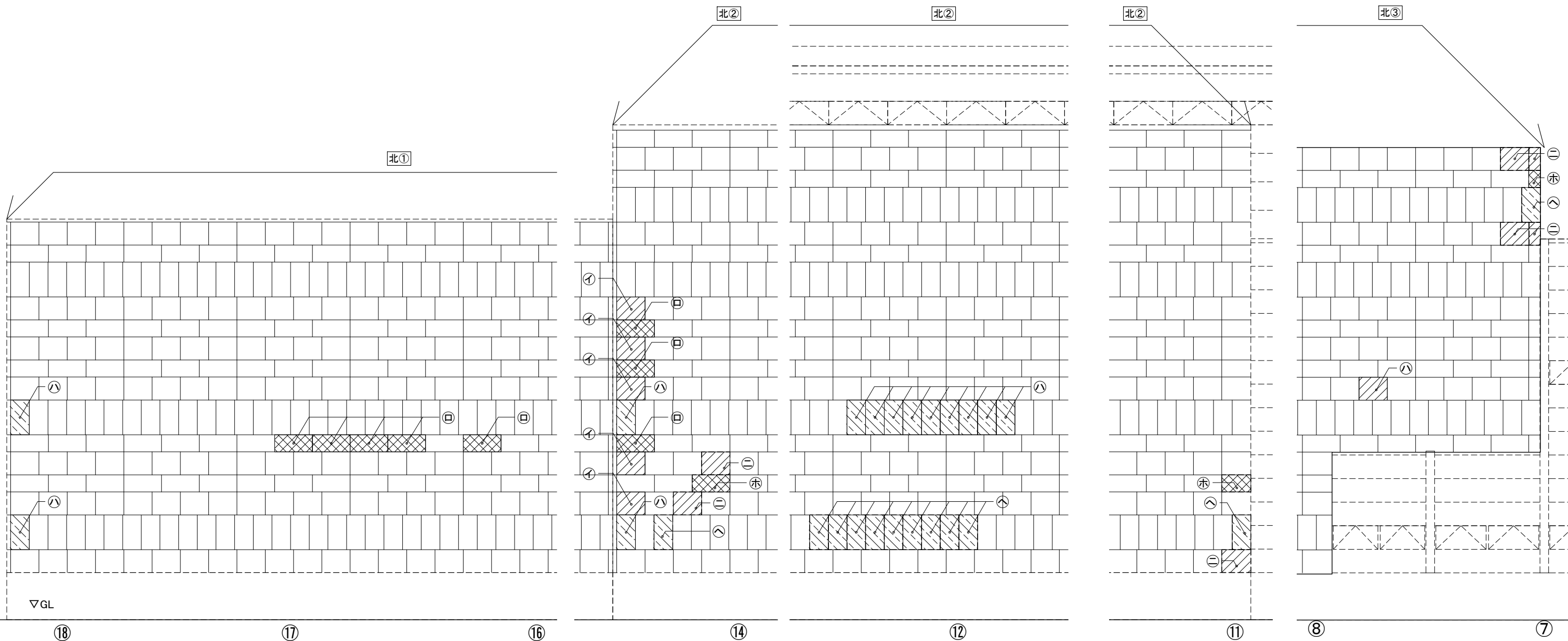
記号	石サイズ
㊦	720 x 585
㊧	960 x 435
㊨	475 x 885
㊩	720 x 585
㊪	960 x 435
㊫	475 x 885



南側立面図 S=1/100

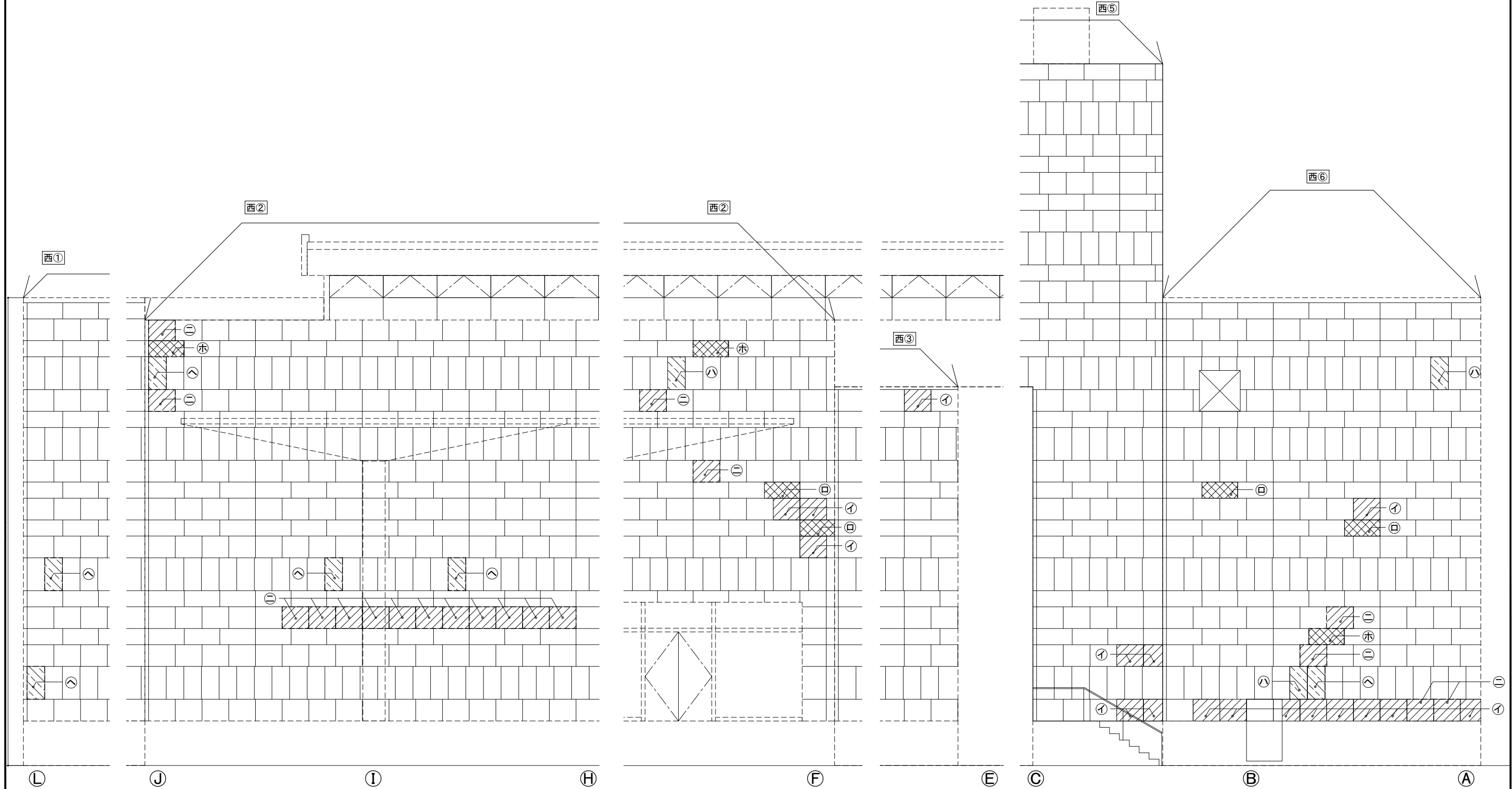


記号	石サイズ	
㊦		720 x 585
㊧		960 x 435
㊨		475 x 885
㊩		720 x 585
㊪		960 x 435
㊫		475 x 885



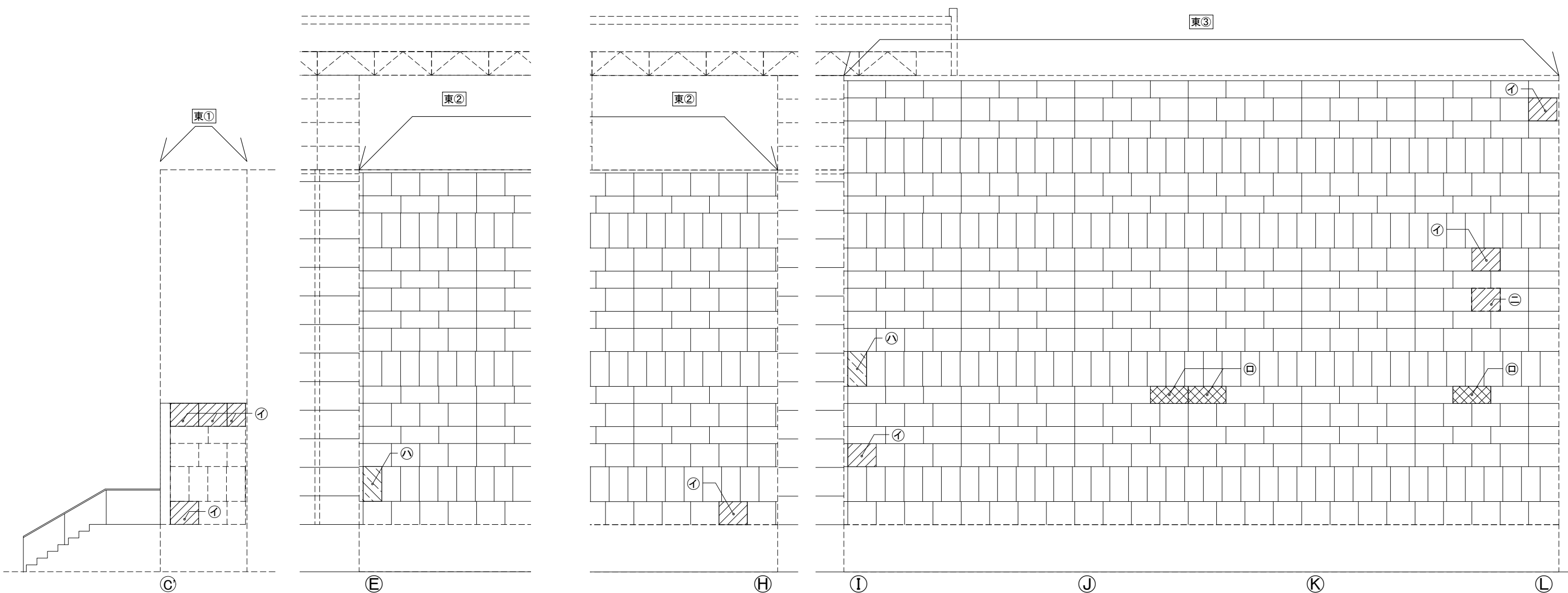
北側立面図 S=1/100

記号	石サイズ
㊦	720 x 585
㊧	960 x 435
㊨	475 x 885
㊩	720 x 585
㊪	960 x 435
㊫	475 x 885



西側立面図 S=1/100

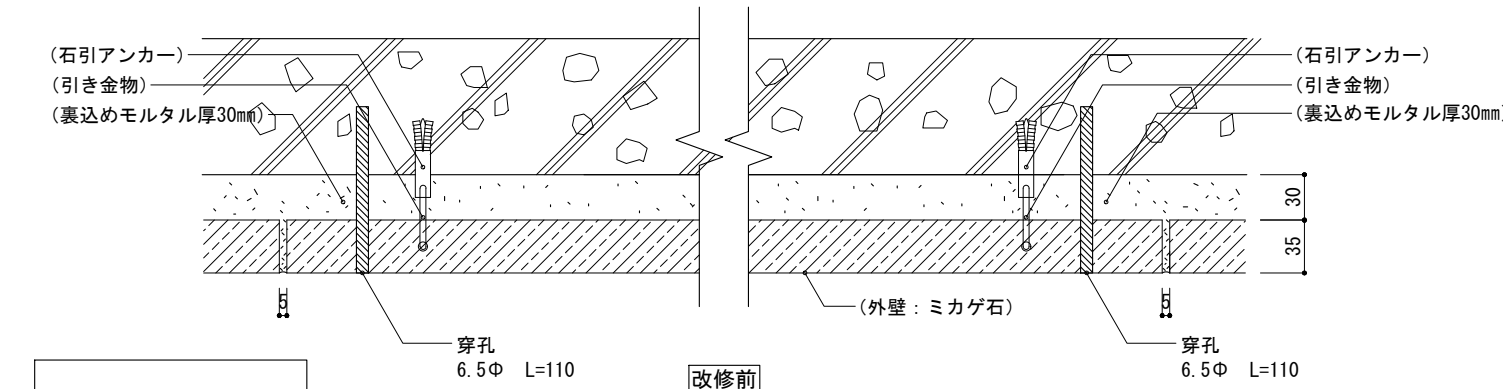
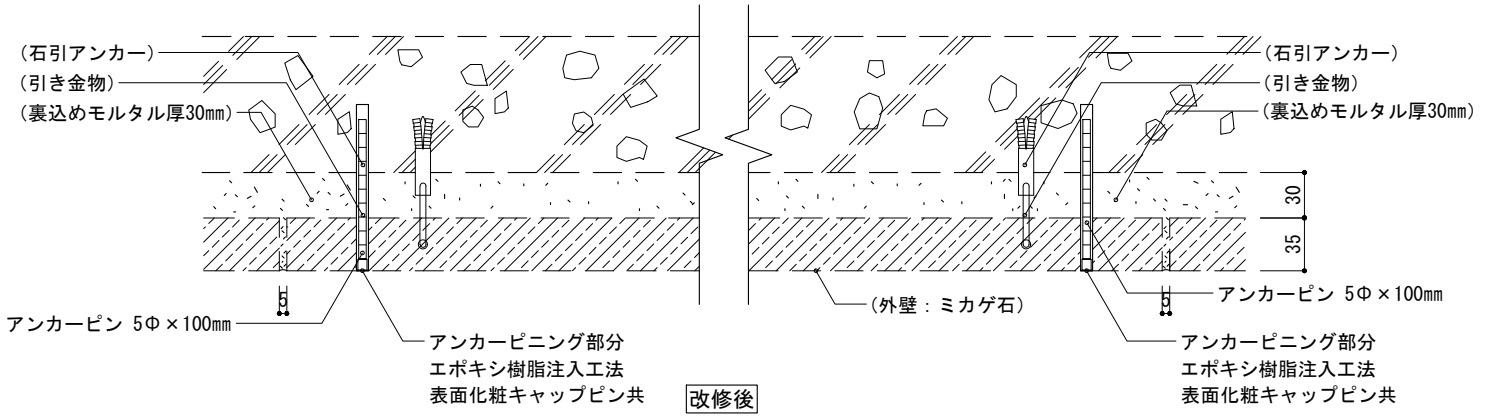
記号	石サイズ
㊦	720 x 585
㊧	960 x 435
㊨	475 x 885
㊩	720 x 585
㊪	960 x 435
㊫	475 x 885



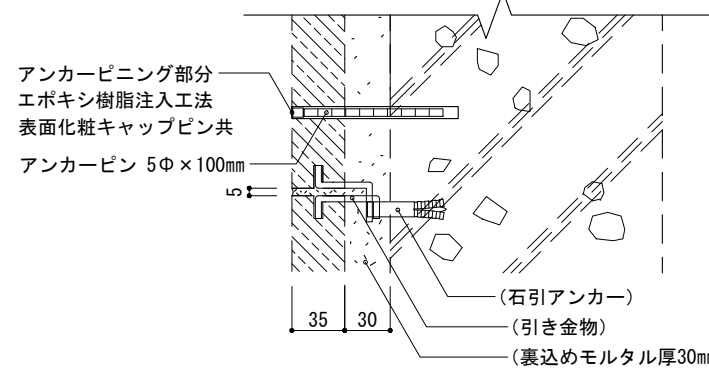
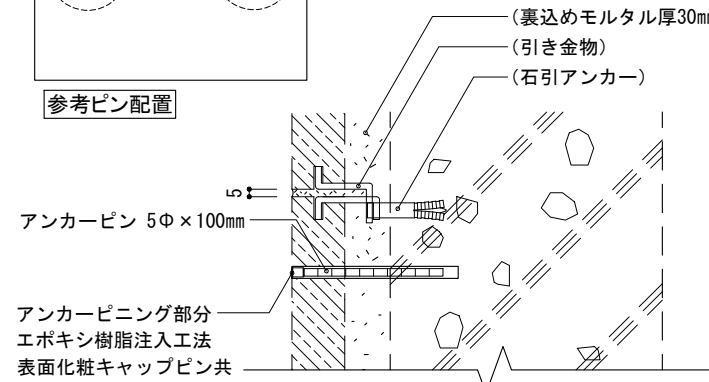
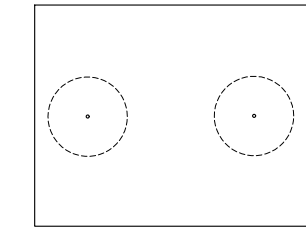
東側立面図 S=1/100

該当石種: ㊦・㊧・㊨

\* エポキシ樹脂注入工法は各多層空隙位置停止対応とする。  
\* コーン破壊を考慮したピン配置とする。



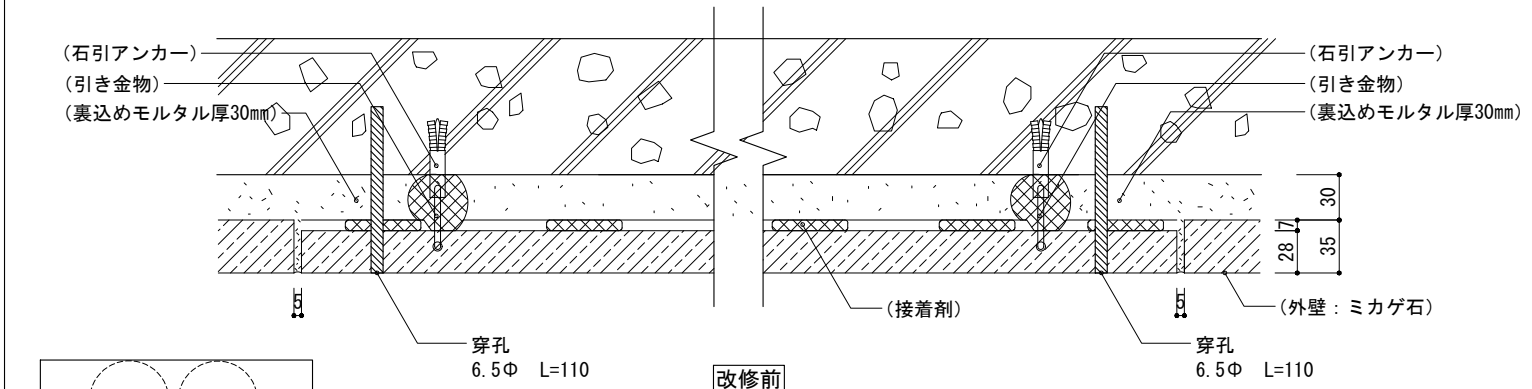
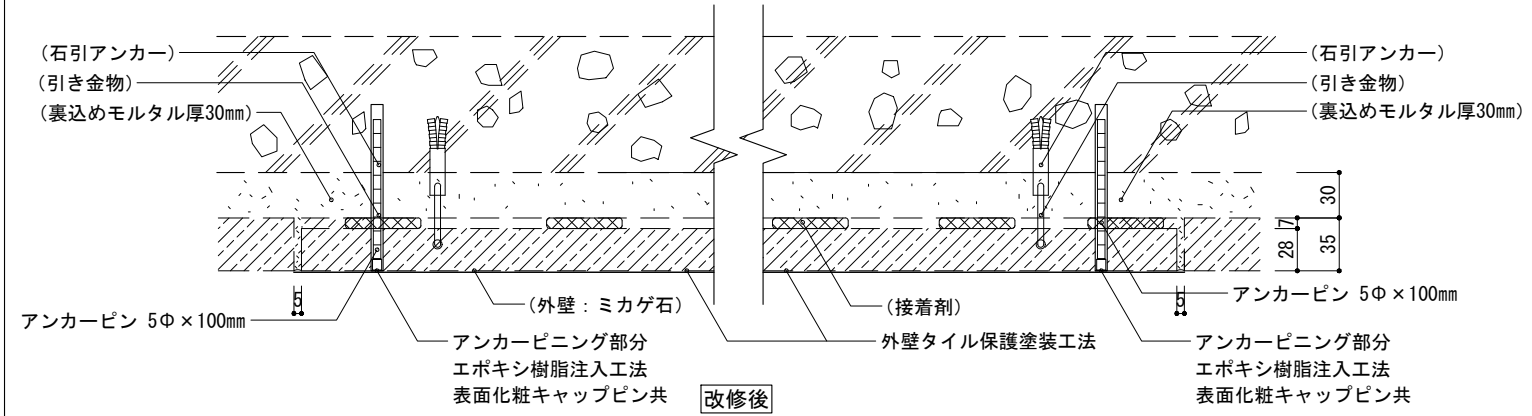
改修後・前 平面図 S=1/5



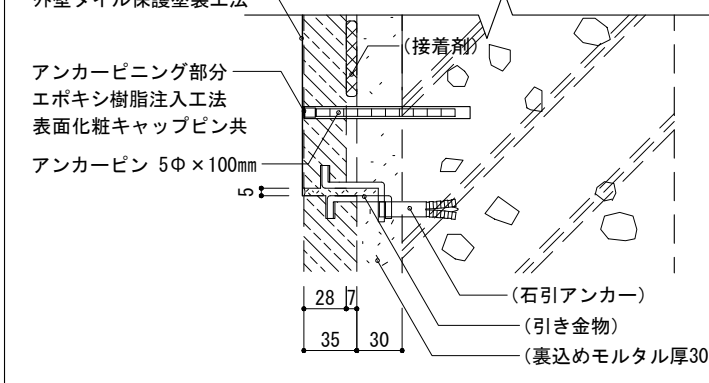
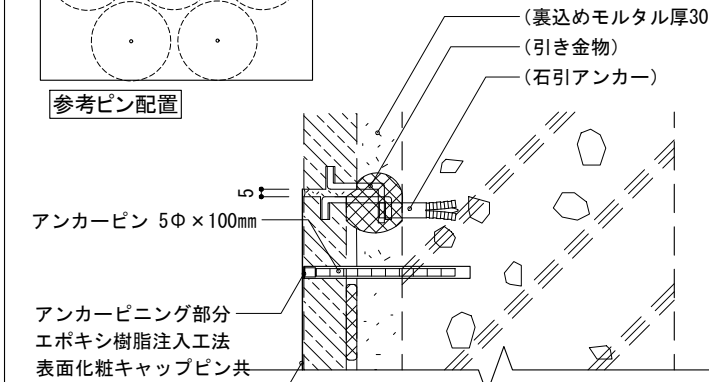
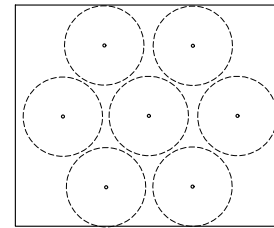
改修後・前 断面図 S=1/5

該当石種: ㊩・㊪・㊫

\* エポキシ樹脂注入工法は各多層空隙位置停止対応とする。  
\* コーン破壊を考慮したピン配置とする。

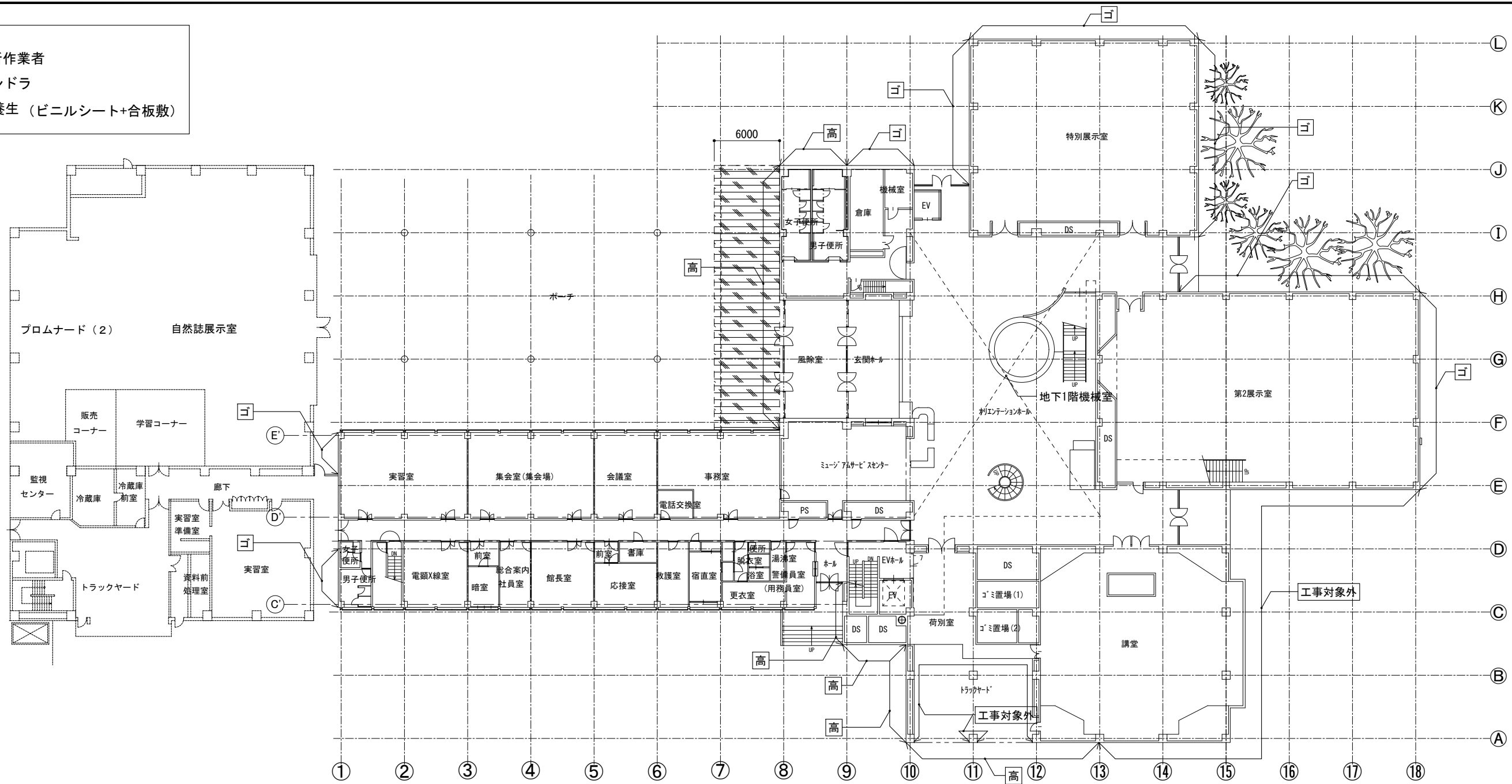


改修後・前 平面図 S=1/5



改修後・前 断面図 S=1/5

- 凡例
- 高: 高所作業者
  - ゴ: ゴンドラ
  - 床養生 (ビニルシート+合板敷)



共通特記事項

- ・ 工事施工に使用した進入経路、資材置き場等の作業所内は現況に復旧すること。
- ・ 本工事により破損が生じた箇所は、在来に倣い補修すること。
- ・ 設備工事の取り扱いについては、設備担当者と協議すること。
- ・ 電流・ケーブルがある養生について、交流の電圧が600V以下である回路を養生するに当たっては耐電圧性能として3,000Vの電圧に1分間耐えることができる絶縁物（ビニルシート、保護管等）にて養生を行うこと。
- ・ 電流・ケーブルがある養生について、電圧が3,500Vを超え7,000V以下である回路を養生するに当たっては、耐電圧性能として20,000Vの電圧に1分間耐えることができる絶縁物（ビニルシート・保護管等）にて養生を行うこと。
- ・ 施工者は、腕章、ヘルメット、名札等を着用し、工事施工者であることを明確にすること。
- ・ 施設の日常活動等運営上、支障なき様十分配慮のこと工程表を作成し、施設管理者及び、工事監理者と協議の上施工を行うこと。
- ・ 工사용トイレの設置または利用については、施設管理者の承諾を得た上、決定すること。
- ・ 仮設事務所の場所については、施設管理者の承諾を得た上、決定すること。
- ・ 資機材経路については、施設管理者の承諾を得た上で、決定すること。
- ・ 工事期間中は必要に応じて警備員を待機させ、工事車両等の通行に十分留意し、利用者に安全を確保するように努めること。
- ・ 廃棄物は関係法令を遵守し適切に処理すること。
- ・ 資材搬出入に伴い場内清掃を行い、万一公道を汚した場合は速やかに清掃すること。

- ・ 資材搬出入時及び積み下ろし時は安全管理に努めること。
- ・ 仮設工事をするにあたっては、第三者への安全に十分配慮した計画を行い、所管官公庁への手続きも遅延なく行うこと。又、その際に費用は受注者の負担とする。
- ・ 受注者はその責任において、工事による危険防止に努めること。
- ・ 休館日にあっても行事等で作業に制限がかかる場合があるので、事前に施設管理者と工程実施計画を協議すること。
- ・ 本工事は工事範囲外の施設を運営しながら行う工事であるので、利用者には最新の注意を払って工事を行うこと。
- ・ 警察、消防、労働基準監督署等関係各所との綿密に事前協議を実施し、必要な手続き完了後に工事を行うこと。
- ・ 高所等に取り付ける資機材については落下の危険性に特に注意すること。
- ・ ゴンドラ作業中は下部に施設利用者が立ち入らないように区画及び警備員を配置し、安全に十分配慮すること。
- ・ 作業終了後にゴンドラ等を敷地内に仮置きする場合は、施設利用者の不意な立入等を配慮して区画することし、置場等の詳細については施設管理者と協議すること。
- ・ 敷地内及び周辺、車内、仮設事務所内は全面禁煙とする。
- ・ 本仮設計画図は入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための参考資料であり、工事請負契約上の拘束力を生じるものではない。受注者は施工条件、敷地状況を十分に考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。



株式会社NTTファミリーーズ  
一級建築士事務所 西日本事業本部  
大阪府知事登録 (ト) 第14884号

一級建築士登録 第 322651号 萩原 多聞  
一級建築士登録 第 356842号 里見 和則

一級建築士登録 第 379205号 岡本 達也

担当

特記

管理番号 3HM-12-0ZD-1

工事名

大阪市立自然史博物館外壁補修工事

図面名

参考図: 仮設計画図

縮尺

A1: 1/ A3: 1/400

図面番号

参-01

年月

2024年 3月

区分

建築